

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年3月10日
【発行者名】	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新田 恭久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
【事務連絡者氏名】	竹本 昭生 (連絡場所) 東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
【電話番号】	03-6832-7150
【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券に係るファンドの名称】	P R U国内株式マーケット・パフォーマー
【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券の金額】	継続募集額 上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

PRU国内株式マーケット・パフォーマー（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

* 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

* 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

* 基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、委託会社にお問合わせください。なお、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および銀行、保険会社等の登録金融機関（以下総称して「販売会社」といいます。）でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「MP日株」として掲載されます。

委託会社問合わせ先	
5 PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	http://www.pru.co.jp/

（５）【申込手数料】

申込手数料は、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。

各販売会社の申込手数料については、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

* 「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

* 「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位については、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

（７）【申込期間】

平成22年3月11日から平成23年3月10日まで

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。

販売会社については、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

（９）【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税相当額および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託銀行である株式会社りそな銀行（以下「受託銀行」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】

申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。

販売会社については、前記「（ 4 ） 発行（ 売出 ） 価格」に記載の委託会社にお問合わせください。

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ） 【 その他 】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、PRU国内株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じてわが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数（TOPIX）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託銀行と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは追加型投信 / 国内 / 株式に属します。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を**網掛け表示**しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 資産複合

< 商品分類表（上記網掛け表示部分）の定義 >

[単位型・追加型の区分]

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

[投資対象地域による区分]

国内...目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

[投資対象資産（収益の源泉）による区分]

株式...目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産 (組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々	北米 欧州 アジア	
不動産投信	その他	オセアニア 中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ 中近東(中東)	
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

< 属性区分表(上記網掛け表示部分)の定義 >

[投資対象資産による属性区分]

その他資産(投資信託証券(株式一般))

...目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、実質的に株式一般(大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。)へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(株式一般))」に分類されます。

[決算頻度による属性区分]

年1回...目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

[投資対象地域による属性区分]

日本...目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

[投資形態による属性区分]

ファミリーファンド

...目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

前記の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の株式を中心に投資を行います。

東証株価指数（TOPIX）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

当ファンドの信託期間は無期限です。

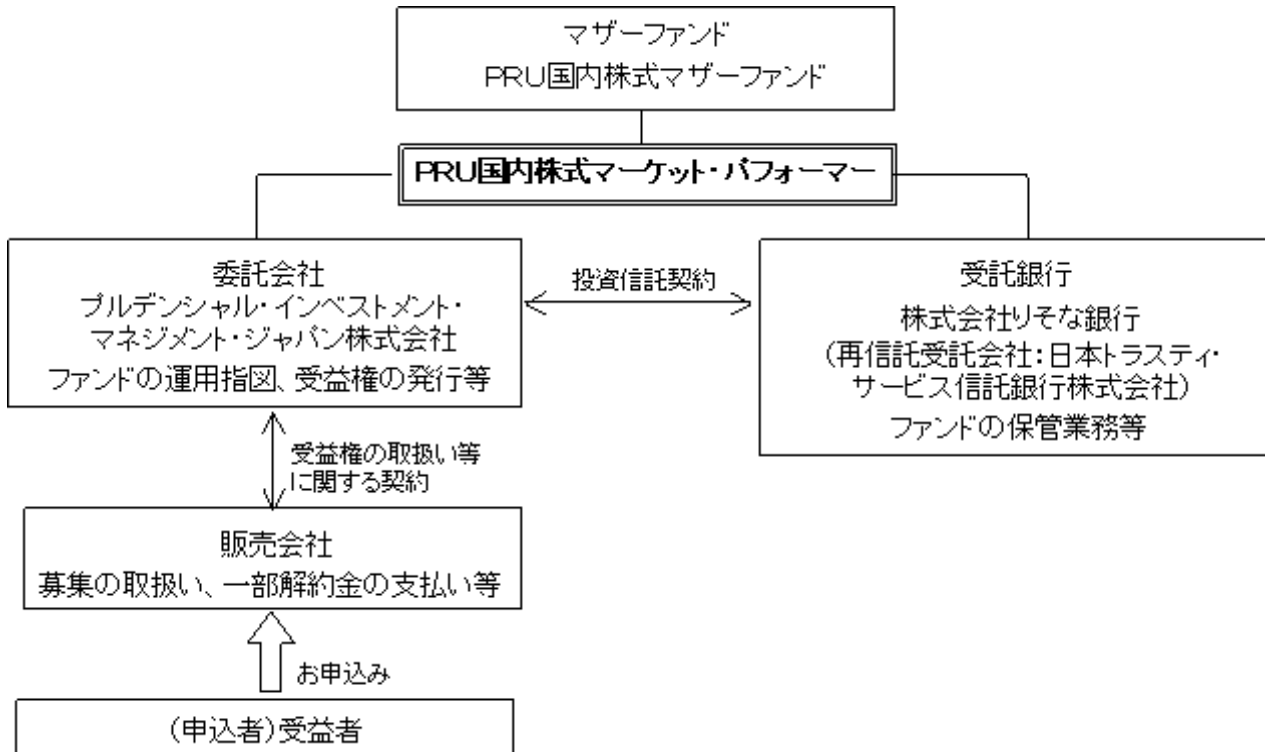
年1回（原則、12月10日。）決算し、収益分配方針に基づいて分配を行います。

東証株価指数（TOPIX = Tokyo Stock Price Index）とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

- a. TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- b. 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- c. 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- d. 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- e. 当ファンドおよび当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- f. 株式会社東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドおよび当ファンドが投資対象とするマザーファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- g. 株式会社東京証券取引所は、委託会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- h. 以上の項目に限らず、株式会社東京証券取引所は当ファンドおよび当ファンドが投資対象とするマザーファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドの関係法人

- a. 委託会社：投資信託財産の運用指図およびその権限の委託、受益権の発行等を行います。
- b. 受託銀行：投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付等を行います。
- c. 販売会社：受益権の取扱い等に関する契約に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

委託会社等の概況（平成22年1月末現在）

- a. 資本金の額：219百万円
- b. 沿革
 - 平成18年4月 ブルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立
 - 平成18年8月 ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
 - 平成18年9月 ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルデンシャル・インターナショナル・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、スイート1300、ノース・マーケット・ストリート1105	7,360株	100.0%

*ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、「ザ・ブルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ」を中核とする北米最大級の総合金融グループの一員です。ブルデンシャルは130年以上の歴史と強固な経営基盤を誇り、アメリカ ニュージャージー州ニューアークの本社を拠点とし、世界30カ国以上に子会社・関連会社を保有しています。日本においても、生命保険、資産運用業務等を展開しています。ブルデンシャル・グループの持株会社ブルデンシャル・ファイナンシャル・インクはニューヨーク証券取引所に上場している株式会社で

す。

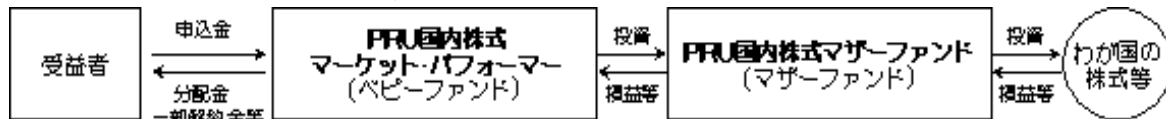
2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数（TOPIX）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式では、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



(注)「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金（税控除後）は、原則として、自動的に再投資されます。

運用方法

a. 投資対象

「PRU国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、国内の株式・公社債等に直接投資することがあります。

b. 投資態度

- 主として、「PRU国内株式マザーファンド」受益証券への投資を通じ、東証株価指数（TOPIX）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限」に定めるものに限りません。）
 - 金銭債権（前記(a)、(b)、および後記(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - 約束手形（前記(a)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託銀行として締結されたPRU国内株式マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

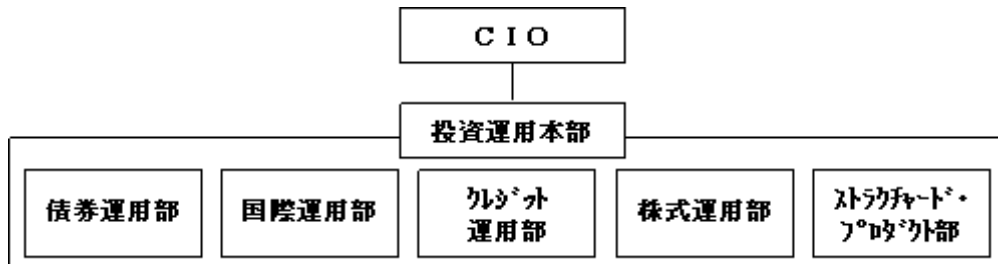
- 株券または新株引受権証書

と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記 a . から f . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（ 3 ）【運用体制】

当ファンドの主要な投資対象である「PRU国内株式マザーファンド」は、投資運用本部のファンドマネージャーが運用を行います。投資運用本部は、運用に関わる調査・分析を行い、ポートフォリオ構築に関わる投資判断等を行います。

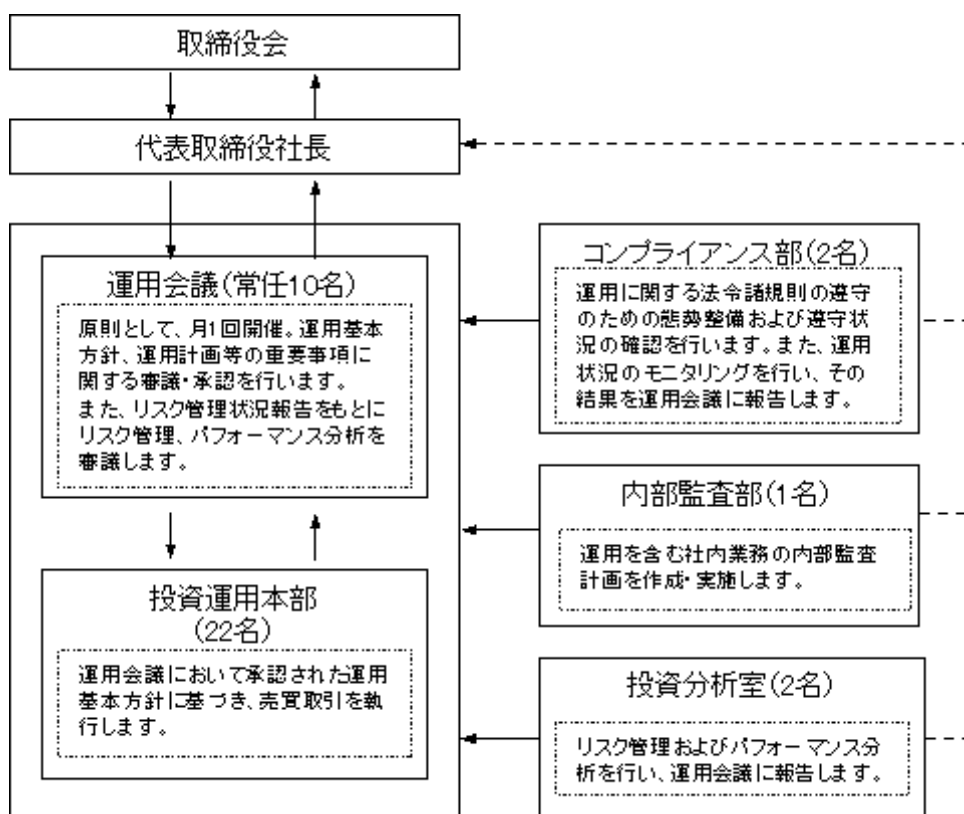
委託会社の運用体制



委託会社の運用体制に関する社内規則

委託会社は、資産運用およびリスク管理の基本方針を定める「運用規程」を遵守することにより、運用の適正性を確保することに努めます。

委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制

「受託銀行」に対しては、投資信託財産の管理業務を通じて、受託銀行の信託事務の正確性等を総合的に監視しています。また、財務状況、内部統制の整備及び運用状況についての確認を行います。

前記の運用体制等は平成22年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則、12月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、前記「(1)投資方針」に基づき運用を行います。

(5) 【投資制限】

株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法(3)投資制限）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法(3)投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法(3)投資制限、第22条）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法(3)投資制限、第26条）

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資

産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法(3)投資制限、第25条）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2．運用方法(3)投資制限、第22条）

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲（投資信託約款第24条）

- a．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b．前記a．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第27条）

- a．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b．前記a．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (a) 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (b) 株式分割により取得する株券
 - (c) 有償増資により取得する株券
 - (d) 売出しにより取得する株券
 - (e) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - (f) 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記(e)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（投資信託約款第28条）

- a．委託会社は、わが国の金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所等」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるわが国のこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b．委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第29条）

- a．委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超

えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第30条）

- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図・目的・範囲（投資信託約款第31条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (a) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (b) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 前記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れの指図・目的・範囲（投資信託約款第39条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みま

す。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一の法人の発行する株式の投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託銀行に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針

P R U国内株式マザーファンド	
基本方針	この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、東証株価指数（T O P I X）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	東証株価指数（T O P I X）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。 このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式への投資には制限を設けません。 外貨建資産への投資は行いません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

平成22年1月末現在において、「P R U国内株式マザーファンド」に投資しているファンドはP R Uグッドライフ2010、P R Uグッドライフ2020、P R Uグッドライフ2030、P R Uグッドライフ2040、P R U国内株式マーケット・パフォーマー（当ファンド）、プルデンシャル私募国内株式マーケット・パフォーマー（適格機関投資家向け）、P R Uグッドライフ2010（年金）、P R Uグッドライフ2020（年金）、P R Uグッドライフ2030（年金）、P R Uグッドライフ2040（年金）、プルデンシャル私募国内株式・債券バランスファンド（適格機関投資家向け）です。

なお、この他にも、今後「P R U国内株式マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドへの投資リスク

ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

株式等の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため当ファンドが実質的に組入れている株式の値動きにより基準価額は変動します。また、当ファンドが実質的に組入れている株式を発行する企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、当ファンドに重大な損失を生じさせることがあります。

当ファンドの投資成果は、必ずしも東証株価指数（TOPIX）の動きに追随するとは限りません。その主な要因としては、次のものが考えられます。

- a. 当ファンドが信託報酬等を負担することによる影響
- b. 当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの投資成果が、次の要因などにより東証株価指数（TOPIX）の動きに連動しない場合があること
 - (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法通りに組入れない場合があること
 - (b) 売買委託手数料等を負担することによる影響
 - (c) 追加設定および解約に対応した株式の約定価格と指数の算出に使用する価格の差による影響
 - (d) 株価指数先物取引等を利用した場合の指数との値動きの差、コストなどによる影響
 - (e) 株式および株価指数先物取引等の最低取引単位の影響
 - (f) 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドについて、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流入や資産配分の変更等により当該マザーファンド組入る有価証券等の売買が発生した場合、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料・税金等の負担が当該マザーファンドの価額に影響を及ぼすことがあります。これにより当該マザーファンドの価額が下落した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、投資分析室が行います。これらの各部の情報は、原則として月1回開催される運用会議に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。

(3) その他の留意点

- ・当ファンドはマザーファンドを通じて株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を下回ることがあります。
- ・投資信託財産に生じた損益は、すべて受益者に帰属します。
- ・投資信託は預金等とは異なり、預金保険機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は保険契約とは異なり、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託を登録金融機関で購入した場合は、投資者保護基金の対象にはなりません。
- ・法令・税制及び会計基準等は今後変更される可能性があり、これにより、当ファンドがあらかじめ目的としている投資成果を達成できないこともあります。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日

の基準価額に乗じて得た額とします。

各販売会社の申込手数料の詳細については、委託会社にお問合わせください。

委託会社問合わせ先	
☎ PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	http://www.pru.co.jp/

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

- * 「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。
- * 「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約時に手数料はかかりません。

ただし、一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.2%の率に乗じて得た額）を控除した価額とします。

- * 「信託財産留保額」とは、信託期間の途中で解約する場合に、ファンド運用の安定性を図るとともに、引続きファンドを保有する受益者との公平性を確保するため、解約される方にご負担いただく一定の金額であり、投資信託財産中に留保されます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.6825%（税抜0.65%）の率に乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

委託会社	販売会社	受託銀行
年0.3360%（税抜0.32%）	年0.2730%（税抜0.26%）	年0.0735%（税抜0.07%）

前記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】**信託事務の諸費用**

- a. 投資信託財産に関する租税、次に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額ならびに受託銀行の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。
 - (a) 売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等
 - (b) 借入金の利息
- b. 前記 a. にかかわらず、委託会社は、信託事務の処理に要する費用のうち、次に掲げる費用および当該費用に係る消費税等相当額については、投資信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、後記 c. にしたがって、投資信託財産から受けることができます。
 - (a) 投資信託振替制度に係る費用
 - (b) 有価証券届出書等開示書類および目論見書（これらの訂正も含まれます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用
 - (c) この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用
 - (d) この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用
- c. 前記 b. で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

監査報酬

- a. 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等相当額とともに、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。
- b. 前記 a. で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

収益分配金の課税について

- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特

別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- b. 受益者が収益分配金を受取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- c. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配時の課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

普通分配金については、上場株式等の譲渡損失および他の上場株式等にかかる配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。なお、配当控除の適用はありません。

(b) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収特定口座においては原則、確定申告の必要はありません。

一部解約時および償還時の譲渡損益は、確定申告をすることにより他の上場株式等譲渡損益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。なお、譲渡損失については、3年間の繰越控除の対象とすることができます。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ・前記は、平成22年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等は、変更になることがあります。
- ・詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年1月29日現在)

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券 (PRU国内株式マザーファンド)	日本	92,213,149	100.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		96,486	0.10
合計(純資産総額)		92,116,663	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考情報)

当ファンドが主要投資対象とするPRU国内株式マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

(平成22年1月29日現在)

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,940,944,650	96.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		63,905,417	3.19
合計(純資産総額)		2,004,850,067	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年1月29日現在)

主要銘柄の明細

(単位：円)

地域	種類	銘柄	数量	簿価単価	簿価金額	時価単価	時価金額	投資比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	PRU国内株式 マザーファンド	111,732,884	8,004	89,431,223	8,253	92,213,149	100.10

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(注2) 投資信託受益証券の簿価単価および時価単価は、1万口当たりの価額です。

（参考情報）

P R U国内株式マザーファンド

	地域	種類	業種	銘柄名	通貨	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	時価単価 （円）	時価金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	日本円	22,000	3,750.00	82,500,000	3,490.00	76,780,000	3.83
2	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本円	120,300	496.78	59,762,634	468.00	56,300,400	2.81
3	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	日本円	13,700	3,049.81	41,782,397	3,075.00	42,127,500	2.10
4	日本	株式	電気機器	キヤノン	日本円	9,900	3,750.00	37,125,000	3,535.00	34,996,500	1.75
5	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	日本円	11,600	2,887.62	33,496,392	2,935.00	34,046,000	1.70
6	日本	株式	卸売業	三菱商事	日本円	12,700	2,225.00	28,257,500	2,187.00	27,774,900	1.39
7	日本	株式	電気機器	ソニー	日本円	8,600	2,588.26	22,259,036	3,010.00	25,886,000	1.29
8	日本	株式	情報・通信業	日本電信電話	日本円	6,700	3,810.00	25,527,000	3,810.00	25,527,000	1.27
9	日本	株式	医薬品	武田薬品工業	日本円	6,300	3,740.00	23,562,000	3,970.00	25,011,000	1.25
10	日本	株式	電気・ガス業	東京電力	日本円	10,000	2,307.80	23,078,000	2,435.00	24,350,000	1.21
11	日本	株式	銀行業	みずほフィナンシャルグループ	日本円	137,800	170.01	23,427,378	175.00	24,115,000	1.20
12	日本	株式	その他製品	任天堂	日本円	900	21,580.00	19,422,000	25,250.00	22,725,000	1.13
13	日本	株式	電気機器	パナソニック	日本円	15,600	1,264.00	19,718,400	1,422.00	22,183,200	1.11
14	日本	株式	証券・商品先物取引業	野村ホールディングス	日本円	31,600	702.00	22,183,200	684.00	21,614,400	1.08
15	日本	株式	情報・通信業	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本円	137	132,000.00	18,084,000	135,300.00	18,536,100	0.92
16	日本	株式	卸売業	三井物産	日本円	13,700	1,297.00	17,768,900	1,332.00	18,248,400	0.91
17	日本	株式	陸運業	東日本旅客鉄道	日本円	3,000	6,070.00	18,210,000	6,070.00	18,210,000	0.91
18	日本	株式	電気機器	東芝	日本円	36,000	499.00	17,964,000	497.00	17,892,000	0.89
19	日本	株式	不動産業	三菱地所	日本円	11,000	1,495.95	16,455,450	1,468.00	16,148,000	0.81
20	日本	株式	情報・通信業	ソフトバンク	日本円	6,900	2,165.00	14,938,500	2,301.00	15,876,900	0.79
21	日本	株式	鉄鋼	新日本製鐵	日本円	47,000	353.00	16,591,000	329.00	15,463,000	0.77
22	日本	株式	保険業	東京海上ホールディングス	日本円	6,300	2,660.00	16,758,000	2,440.00	15,372,000	0.77
23	日本	株式	電気機器	ファナック	日本円	1,700	8,070.00	13,719,000	8,660.00	14,722,000	0.73
24	日本	株式	輸送用機器	日産自動車	日本円	19,200	743.00	14,265,600	736.00	14,131,200	0.70
25	日本	株式	機械	小松製作所	日本円	7,400	1,892.00	14,000,800	1,820.00	13,468,000	0.67
26	日本	株式	小売業	セブン&アイ・ホールディングス	日本円	6,800	2,015.00	13,702,000	1,977.00	13,443,600	0.67
27	日本	株式	電気・ガス業	関西電力	日本円	6,500	2,115.00	13,747,500	2,059.00	13,383,500	0.67
28	日本	株式	化学	信越化学工業	日本円	2,800	5,011.90	14,033,320	4,730.00	13,244,000	0.66
29	日本	株式	食料品	日本たばこ産業	日本円	40	304,000.00	12,160,000	327,000.00	13,080,000	0.65
30	日本	株式	情報・通信業	KDDI	日本円	26	479,000.00	12,454,000	476,500.00	12,389,000	0.62

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	100.10
合計	100.10

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

(参考情報)

PRU国内株式マザーファンド

	業種	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.10
	鉱業	0.39
	建設業	1.87
	食料品	3.34
	繊維製品	0.87
	パルプ・紙	0.37
	化学	5.70
	医薬品	4.07
	石油・石炭製品	0.59
	ゴム製品	0.55
	ガラス・土石製品	1.24
	鉄鋼	2.40
	非鉄金属	1.21
	金属製品	0.59
	機械	4.39
	電気機器	14.38
	輸送用機器	9.71
	精密機器	1.52
	その他製品	2.30
	電気・ガス業	4.92
	陸運業	3.68
	海運業	0.53
	空運業	0.30
	倉庫・運輸関連業	0.23
	情報・通信業	5.38
	卸売業	4.91
	小売業	3.34
	銀行業	9.59
	証券、商品先物取引業	1.85
	保険業	2.01
	その他金融業	0.71
不動産業	2.22	
サービス業	1.53	
	合計	96.81

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

P R U国内株式マザーファンド

(平成22年1月29日現在)

種類	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	通貨	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	東証	東証株価指数先物	買建	7	日本円	62,510,350	62,615,000	3.12

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）	1万口当たりの純資産額 （基準価額）（円）
第1計算期間末（分配付）	2,290,038,787	8,372
（平成13年12月10日）（分配落）	2,290,038,787	8,372
第2計算期間末（分配付）	1,940,242,065	7,041
（平成14年12月10日）（分配落）	1,940,242,065	7,041
第3計算期間末（分配付）	45,784,575	8,405
（平成15年12月10日）（分配落）	45,784,575	8,405
第4計算期間末（分配付）	41,860,397	9,305
（平成16年12月10日）（分配落）	41,860,397	9,305
第5計算期間末（分配付）	49,500,322	14,029
（平成17年12月12日）（分配落）	49,500,322	14,029
第6計算期間末（分配付）	42,990,524	14,164
（平成18年12月11日）（分配落）	42,990,524	14,164
第7計算期間末（分配付）	50,064,704	13,651
（平成19年12月10日）（分配落）	50,064,704	13,651
第8計算期間末（分配付）	73,383,148	7,458
（平成20年12月10日）（分配落）	73,383,148	7,458
平成21年1月末日	70,686,321	7,100
平成21年2月末日	70,094,606	6,773
平成21年3月末日	71,905,222	6,984
平成21年4月末日	73,296,023	7,561
平成21年5月末日	79,355,440	8,089
平成21年6月末日	89,527,302	8,368
平成21年7月末日	88,172,635	8,560
平成21年8月末日	88,607,110	8,688
平成21年9月末日	87,500,711	8,241
平成21年10月末日	92,092,117	8,100
平成21年11月末日	89,536,967	7,599
第9計算期間末（分配付）	93,607,821	7,910
（平成21年12月10日）（分配落）	93,607,821	7,910
平成21年12月末日	94,097,468	8,218
平成22年1月末日	92,116,663	8,154

【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間末 平成13年12月10日	0
第2計算期間末 平成14年12月10日	0
第3計算期間末 平成15年12月10日	0
第4計算期間末 平成16年12月10日	0
第5計算期間末 平成17年12月12日	0
第6計算期間末 平成18年12月11日	0
第7計算期間末 平成19年12月10日	0
第8計算期間末 平成20年12月10日	0
第9計算期間末 平成21年12月10日	0

【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1計算期間 (平成13年3月8日から平成13年12月10日)	16.3
第2計算期間 (平成13年12月11日から平成14年12月10日)	15.9
第3計算期間 (平成14年12月11日から平成15年12月10日)	19.4
第4計算期間 (平成15年12月11日から平成16年12月10日)	10.7
第5計算期間 (平成16年12月11日から平成17年12月12日)	50.8
第6計算期間 (平成17年12月13日から平成18年12月11日)	1.0
第7計算期間 (平成18年12月12日から平成19年12月10日)	3.6
第8計算期間 (平成19年12月11日から平成20年12月10日)	45.4
第9計算期間 (平成20年12月11日から平成21年12月10日)	6.1

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配金込み)から前期末基準価額(当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、第1計算期間の収益率については、元本(1万円)を前期末基準価額とみなして計算して

います。

6【手続等の概要】

申込（販売）手続等

（１）申込方法

当ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。

取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせください。

原則として、毎営業日に取得の申込みができます。

（注）申込みの受付は営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および、すでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

委託会社問合わせ先	
PRU PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	http://www.pru.co.jp/

（２）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、前記「（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「MP日株」として掲載されます。

（３）申込手数料

申込手数料は、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、前記「（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

（４）申込単位

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。

各販売会社の申込単位については、前記「（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

（５）申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。販売会社については、前記「（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

（６）申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

- (7) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

換金（解約）手続等

一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記 に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

一部解約の価額は、前記「申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

一部解約の実行の請求の受け付けは営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益証券をお手元で保有されている方は、一部解約の実行の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7【管理及び運営の概要】

資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの主要投資対象の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主要投資対象の評価方法

株式：金融商品取引所に上場されている株式は、原則として当該金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「6 手続等の概要 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「MP日株」として掲載されます。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日（平成13年3月8日）から無期限とします。ただし後記「(5) その他 信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年3月8日から平成13年12月10日までとします。

前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

信託の終了

a. 投資信託契約の解約

(a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。

- (e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 投資信託契約に関する監督官庁の命令
委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。
- d. 受託銀行の辞任および解任に伴う取扱い
- (a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。受託銀行が辞任した場合、または裁判所が受託銀行を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。
- (b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a. の投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記a. からe. の規定にしたがいます。

運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎に、半期報告書の提出が計算期間開始6ヵ月経過毎になされます。また委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

投資信託財産に関する報告

- a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。
- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

ファンド資産の保管

a. 保管業務の委任

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

b. 有価証券の保管

受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

c. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下c.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとしします。

d. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

- (a) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (b) 前記(a)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとしします。
- (c) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (d) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

関係法人との契約の更新に関する手続き

- a. 販売会社との「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- b. 前記a.の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

受益者の権利等

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については30億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、投資信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、投資信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、前記「6 手続等の概要 換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について、前記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

（2）償還金に対する請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受

益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

受益者が償還金について、前記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「6 手続等の概要 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権

前記「資産管理等の概要(5) その他 信託の終了 a. 投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を經由して、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前記の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

第2【財務ハイライト情報】

PRU国内株式マーケット・パフォーマンス
1【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 (平成20年12月10日現在)	第9期 (平成21年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	73,383,148	93,607,821
未収入金	277,580	507,684
流動資産合計	73,660,728	94,115,505
資産合計	73,660,728	94,115,505
負債の部		
流動負債		
未払解約金	23,665	180,484
未払受託者報酬	25,224	32,509
未払委託者報酬	208,993	269,285
その他未払費用	19,698	25,406
流動負債合計	277,580	507,684
負債合計	277,580	507,684
純資産の部		
元本等		
元本	98,390,168	118,346,076
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,007,020	24,738,255
（分配準備積立金）	11,008,545	7,390,904
元本等合計	73,383,148	93,607,821
純資産合計	73,383,148	93,607,821
負債純資産合計	73,660,728	94,115,505

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期	第9期
	自平成19年12月11日 至平成20年12月10日	自平成20年12月11日 至平成21年12月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	37,563,196	4,930,462
営業収益合計	37,563,196	4,930,462
営業費用		
受託者報酬	45,631	59,143
委託者報酬	378,040	489,939
その他費用	35,606	46,209
営業費用合計	459,277	595,291
営業利益又は営業損失()	38,022,473	4,335,171
経常利益又は経常損失()	38,022,473	4,335,171
当期純利益又は当期純損失()	38,022,473	4,335,171
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	5,539,816	1,695,479
期首剰余金又は期首欠損金()	13,391,159	25,007,020
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,356,916	14,846,083
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	14,846,083
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,356,916	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,272,438	17,217,010
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,272,438	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	17,217,010
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	25,007,020	24,738,255

[次へ](#)

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期 自 平成19年12月11日 至 平成20年12月10日	第9期 自 平成20年12月11日 至 平成21年12月10日
有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価し ております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左

当財務ハイライト情報は、「第三部ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況 1 財務諸表」（以下「財務諸表」といいます。）より抜粋しております。

当ファンドの財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、当該財務諸表に添付しております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。したがって、該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限

該当事項はありません。ただし、受益権の譲渡等は以下によるものとします。

受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 前記 a. の申請のある場合には、前記 a. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 a. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 前記 a. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託銀行と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、次のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

- 平成13年3月8日 ブルデンシャル投信株式会社が当ファンドの設定・運用開始
- 平成14年12月31日 ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクがブルデンシャル投信株式会社より営業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始
- 平成18年9月1日 ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）がブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

当ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせください。原則として、毎営業日に取得の申込みができます。

（注）申込みの受付は営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および、すでに受付けた取得申込みを取消することができます。

委託会社問合わせ先	
いる PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	http://www.pru.co.jp/

（2）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

- * 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- * 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。
- * 基準価額は、組入る有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「MP日株」として掲載されます。

（3）申込手数料

申込手数料は、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、前記「（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

* 「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

* 「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

（４）申込単位

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。各販売会社の申込単位については、前記「（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

（５）申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。販売会社については、前記「（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

（６）申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

（７）取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記 に準じて計算された価額とします。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

一部解約の価額は、前記「1申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

一部解約の実行の請求の受け付けは営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益証券をお手元で保有されている方は、一部解約の実行の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの主要投資対象の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主要投資対象の評価方法

株式：金融商品取引所に上場されている株式は、原則として当該金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「第2 手続等 1 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「MP日株」として掲載されます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日（平成13年3月8日）から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年3月8日から平成13年12月10日までとします。

前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

a. 投資信託契約の解約

(a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を

超えるときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。

- (e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (f) 前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 投資信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - (b) 前記(a)の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。
- d. 受託銀行の辞任および解任に伴う取扱い
- (a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。受託銀行が辞任した場合、または裁判所が受託銀行を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。
 - (b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a. の投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記a. からe. の規定にしたがいます。

運用報告書等の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了毎に、半期報告書の提出が計算期間開始6ヵ月経過毎になされます。また委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

投資信託財産に関する報告

- a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会

社に提出します。

- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。
- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

ファンド資産の保管

- a. 保管業務の委任

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- b. 有価証券の保管

受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

- c. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下c.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

- d. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

- (a) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (b) 前記(a)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- (c) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (d) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

関係法人との契約の更新に関する手続き

- a. 販売会社との「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- b. 前記 a. の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については30億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、投資信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、投資信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、前記「第2手続等 2換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定に準じて受益者に支払います。

受益者が収益分配金について、前記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

（2）償還金に対する請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受

益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

受益者が償還金について、前記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要(5) その他 信託の終了 a. 投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を經由して、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

前記の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

(5) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

第4【ファンドの経理状況】

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成19年12月11日から平成20年12月10日まで）及び第9期計算期間（平成20年12月11日から平成21年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【PRU国内株式マーケット・パフォーマー】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成20年12月10日現在)	第9期 (平成21年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	73,383,148	93,607,821
未収入金	277,580	507,684
流動資産合計	73,660,728	94,115,505
資産合計	73,660,728	94,115,505
負債の部		
流動負債		
未払解約金	23,665	180,484
未払受託者報酬	25,224	32,509
未払委託者報酬	208,993	269,285
その他未払費用	19,698	25,406
流動負債合計	277,580	507,684
負債合計	277,580	507,684
純資産の部		
元本等		
元本	98,390,168	118,346,076
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	25,007,020	24,738,255
(分配準備積立金)	11,008,545	7,390,904
元本等合計	73,383,148	93,607,821
純資産合計	73,383,148	93,607,821
負債純資産合計	73,660,728	94,115,505

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期	第 9 期
	自 平成19年12月11日 至 平成20年12月10日	自 平成20年12月11日 至 平成21年12月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	37,563,196	4,930,462
営業収益合計	37,563,196	4,930,462
営業費用		
受託者報酬	45,631	59,143
委託者報酬	378,040	489,939
その他費用	35,606	46,209
営業費用合計	459,277	595,291
営業利益又は営業損失（ ）	38,022,473	4,335,171
経常利益又は経常損失（ ）	38,022,473	4,335,171
当期純利益又は当期純損失（ ）	38,022,473	4,335,171
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,539,816	1,695,479
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	13,391,159	25,007,020
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,356,916	14,846,083
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	14,846,083
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,356,916	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,272,438	17,217,010
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,272,438	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	17,217,010
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,007,020	24,738,255

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期 自平成19年12月11日 至平成20年12月10日	第9期 自平成20年12月11日 至平成21年12月10日
有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価し ております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

第8期 (平成20年12月10日現在)	第9期 (平成21年12月10日現在)
1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追 加設定元本額及び期中解約元本額	1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追 加設定元本額及び期中解約元本額
期首元本額 36,673,545円	期首元本額 98,390,168円
期中追加設定元本額 91,756,365円	期中追加設定元本額 78,599,156円
期中解約元本額 30,039,742円	期中解約元本額 58,643,248円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2. 計算期間末日における受益権の総数
98,390,168口	118,346,076口
2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は25,007,020円であります。	2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は24,738,255円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自平成19年12月11日 至平成20年12月10日	第9期 自平成20年12月11日 至平成21年12月10日
1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託す る場合の当該委託費用	1. 資産運用の権限を再委託又は一部再委託す る場合の当該委託費用
62,032円	18,292円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金 額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (741,255円)、解約に伴う当期純損失金額分配 後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰 越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款 に規定される収益調整金(63,865,628円)及び 分配準備積立金(10,267,290円)より分配対象 額は74,874,173円(1万口当たり7,609円)で ありますが、分配を行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金 額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,177,901円)、解約に伴う当期純利益金額分 配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、 繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金(83,986,849円)及 び分配準備積立金(6,213,003円)より分配対 象額は91,377,753円(1万口当たり7,721円) ですが、分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

第8期（平成20年12月10日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	73,383,148	31,758,064
合計	73,383,148	31,758,064

第9期（平成21年12月10日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	93,607,821	3,462,939
合計	93,607,821	3,462,939

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第8期 (平成20年12月10日現在)		第9期 (平成21年12月10日現在)	
1口当たり純資産額	0.7458円	1口当たり純資産額	0.7910円
(1万口当たり純資産額)	7,458円)	(1万口当たり純資産額)	7,910円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	PRU国内株式 マザーファンド		117,024,405	93,607,821	
	計	銘柄数：	1	117,024,405	93,607,821	
		組入時価比率：	100.0%		100.0%	
合計					93,607,821	
株式以外計					93,607,821	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「PRU国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。同ファンドの状況は次の通りであります。

「PRU国内株式マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成20年12月10日現在)	(平成21年12月10日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		101,000,931	77,222,380
株式		1,628,826,542	1,905,707,690
派生商品評価勘定		2,218,450	-
未収配当金		743,295	422,900
未収利息		470	105
前払金		-	992,000
差入委託証拠金		9,705,000	2,280,000
流動資産合計		1,742,494,688	1,986,625,075
資産合計		1,742,494,688	1,986,625,075
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	1,880,400
未払金		4,511,068	6,206,504
未払解約金		1,932,119	2,645,290
流動負債合計		6,443,187	10,732,194
負債合計		6,443,187	10,732,194
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,315,447,569	2,470,146,242
剰余金			
欠損金()	2	579,396,068	494,253,361
元本等合計		1,736,051,501	1,975,892,881
純資産合計		1,736,051,501	1,975,892,881
負債・純資産合計		1,742,494,688	1,986,625,075

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年12月11日 至 平成20年12月10日	自 平成20年12月11日 至 平成21年12月10日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者及び銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p>	<p>株式</p> <p>同左</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場等に基づいて評価しております。</p>

項目	自 平成19年12月11日 至 平成20年12月10日	自 平成20年12月11日 至 平成21年12月10日
	<p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった 場合又は入手した評価額が時価と 認定できない事由が認められた場 合は、投資信託委託会社が忠実義務 に基づいて合理的事由をもって時 価と認めた価額、もしくは受託者と 協議のうえ両者が合理的事由を もって時価と認めた価額で評価し ております。</p>	
2. デリバティブ等の評 価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で 評価しております。 時価評価にあたっては、原則として 計算期間末日に知りうる直近の日の 主たる取引所の発表する清算値段又 は、最終相場によっております。</p>	<p>先物取引 同左</p>

（貸借対照表に関する注記）

(平成20年12月10日現在)	(平成21年12月10日現在)
1 1 . 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1 1 . 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額
1,514,538,456円	2,315,447,569円
同期中における追加設定元本額	同期中における追加設定元本額
1,114,515,966円	485,846,378円
同期中における解約元本額	同期中における解約元本額
313,606,853円	331,147,705円
同期末における元本の内訳	同期末における元本の内訳
PRU国内株式マーケット・パフォーマー	PRU国内株式マーケット・パフォーマー
97,870,297円	117,024,405円
PRUグッドライフ2010	PRUグッドライフ2010
20,741,880円	9,828,593円
PRUグッドライフ2020	PRUグッドライフ2020
8,996,575円	7,403,271円
PRUグッドライフ2030	PRUグッドライフ2030
16,719,272円	16,680,986円
PRUグッドライフ2040	PRUグッドライフ2040
12,436,728円	17,096,553円
PRUグッドライフ2010（年金）	PRUグッドライフ2010（年金）
11,545,562円	6,126,758円
PRUグッドライフ2020（年金）	PRUグッドライフ2020（年金）
228,368,548円	233,653,346円
PRUグッドライフ2030（年金）	PRUグッドライフ2030（年金）
350,660,855円	401,221,703円
PRUグッドライフ2040（年金）	PRUグッドライフ2040（年金）
313,752,446円	378,062,460円
ブルデンシャル私募国内株式マーケット・パフォーマー（適格機関投資家向け）	ブルデンシャル私募国内株式マーケット・パフォーマー（適格機関投資家向け）
1,244,385,288円	1,255,352,648円

プルデンシャル私募国内株式・債券バランス ファンド(適格機関投資家向け)	プルデンシャル私募国内株式・債券バランス ファンド(適格機関投資家向け)
9,970,118円	27,695,519円
計 2,315,447,569円	計 2,470,146,242円

(平成20年12月10日現在)	(平成21年12月10日現在)
2. 本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の受益権の総数 <p style="text-align: right;">2,315,447,569口</p>	2. 本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の受益権の総数 <p style="text-align: right;">2,470,146,242口</p>
2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は579,396,068円であります。	2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は494,253,361円であります。

(有価証券に関する注記)

(平成20年12月10日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,628,826,542	94,437,648
合計	1,628,826,542	94,437,648

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(平成21年12月10日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,905,707,690	54,528,934
合計	1,905,707,690	54,528,934

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

自 平成19年12月11日 至 平成20年12月10日	自 平成20年12月11日 至 平成21年12月10日
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 トピックスの株価指数先物取引を主要投資対象としております。	2. 取引に対する取組みと利用目的 同左
3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による株価変動リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。 なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各投資信託財産全体でのリスク管理を行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

株式関連

(単位：円)

種類	(平成20年12月10日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	89,631,550	-	91,850,000	2,218,450
合計	89,631,550	-	91,850,000	2,218,450

(単位：円)

種類	(平成21年12月10日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	71,432,000	-	69,560,000	1,880,400
合計	71,432,000	-	69,560,000	1,880,400

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最
終相場や気配値等、原則に準じる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には、手数料相当額を含んでおります。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（ 1口当たり情報に関する注記）

（平成20年12月10日現在）		（平成21年12月10日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額		本有価証券報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	
	0.7498円		0.7999円
（1万口当たり純資産額	7,498円）	（1万口当たり純資産額	7,999円）

[次へ](#)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	極洋	1,000	178.00	178,000	
		日本水産	2,100	250.00	525,000	
		マルハニチロホールディングス	4,000	127.00	508,000	
		サカタのタネ	400	1,379.00	551,600	
		ホクト	200	1,843.00	368,600	
		日鉄鉱業	1,000	405.00	405,000	
		三井松島産業	1,000	140.00	140,000	
		国際石油開発帝石	9	640,000.00	5,760,000	
		石油資源開発	300	3,950.00	1,185,000	
		ショーボンドホールディングス	200	1,546.00	309,200	
		間組	2,600	80.00	208,000	
		東急建設	900	245.00	220,500	
		コムシスホールディングス	1,000	915.00	915,000	
		高松コンストラクショングループ	200	1,255.00	251,000	
		東建コーポレーション	110	2,225.00	244,750	
		大成建設	8,000	152.00	1,216,000	
		大林組	5,000	291.00	1,455,000	
		清水建設	5,000	299.00	1,495,000	
		飛鳥建設	5,500	20.00	110,000	
		長谷工コーポレーション	10,500	65.00	682,500	
		鹿島建設	8,000	173.00	1,384,000	
		不動テトラ	3,000	54.00	162,000	
		鉄建建設	2,000	75.00	150,000	
		西松建設	3,000	101.00	303,000	
		前田建設工業	2,000	217.00	434,000	
		奥村組	2,000	301.00	602,000	
		戸田建設	2,000	270.00	540,000	
		大東建託	800	4,250.00	3,400,000	
		前田道路	1,000	664.00	664,000	
		日本道路	1,000	187.00	187,000	
		東亜建設工業	2,000	93.00	186,000	
		東洋建設	4,000	41.00	164,000	
		五洋建設	2,500	88.00	220,000	
		住友林業	1,400	688.00	963,200	
		パナホーム	1,000	601.00	601,000	
		大和ハウス工業	5,000	940.00	4,700,000	
		ライト工業	700	185.00	129,500	
		積水ハウス	6,000	779.00	4,674,000	
		中電工	300	1,138.00	341,400	
		関電工	1,000	572.00	572,000	
		大明	300	676.00	202,800	
		きんでん	1,000	795.00	795,000	
		協和エクシオ	700	759.00	531,300	
		新日本空調	300	570.00	171,000	
		日本電話施設	1,000	283.00	283,000	
		日揮	2,000	1,661.00	3,322,000	
		中外炉工業	1,000	226.00	226,000	
		高砂熱学工業	1,000	770.00	770,000	
		N E C ネットズエスアイ	200	1,073.00	214,600	
		大気社	300	1,270.00	381,000	
		東洋エンジニアリング	1,000	262.00	262,000	
		千代田化工建設	1,000	676.00	676,000	
		新興ブランテック	400	894.00	357,600	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	日本製粉	1,000	464.00	464,000	
		日清製粉グループ本社	2,000	1,199.00	2,398,000	
		昭和産業	1,000	298.00	298,000	
		ユニ・チャーム ペットケア	100	3,070.00	307,000	
		日本甜菜製糖	1,000	238.00	238,000	
		三井製糖	1,000	298.00	298,000	
		森永製菓	2,000	194.00	388,000	
		中村屋	1,000	465.00	465,000	
		江崎グリコ	1,000	1,030.00	1,030,000	
		名糖産業	100	1,265.00	126,500	
		不二家	2,000	160.00	320,000	
		山崎製パン	1,000	1,108.00	1,108,000	
		森永乳業	2,000	392.00	784,000	
		ヤクルト本社	1,100	2,795.00	3,074,500	
		明治ホールディングス	600	3,470.00	2,082,000	
		雪印メグミルク	400	1,527.00	610,800	
		プリマハム	1,000	92.00	92,000	
		日本ハム	1,000	1,052.00	1,052,000	
		伊藤ハム	1,000	323.00	323,000	
		丸大食品	1,000	286.00	286,000	
		サッポロホールディングス	3,000	440.00	1,320,000	
		アサヒビール	3,400	1,652.00	5,616,800	
		キリンホールディングス	8,000	1,395.00	11,160,000	
		宝ホールディングス	2,000	494.00	988,000	
		メルシャン	1,000	196.00	196,000	
		三国コカ・コーラボトリング	200	731.00	146,200	
		コカ・コーラウエスト	500	1,654.00	827,000	
		コカ・コーラ セントラル ジャパン	200	1,163.00	232,600	
		ダイトードリンコ	100	2,780.00	278,000	
		伊藤園	500	1,358.00	679,000	
		キーコーヒー	200	1,599.00	319,800	
		日清オイリオグループ	1,000	433.00	433,000	
		不二製油	500	1,428.00	714,000	
		J・オイルミルズ	1,000	279.00	279,000	
		キッコーマン	2,000	1,030.00	2,060,000	
		味の素	5,000	817.00	4,085,000	
		キューピー	900	988.00	889,200	
		ハウス食品	700	1,325.00	927,500	
		カゴメ	700	1,703.00	1,192,100	
		焼津水産化学工業	200	1,096.00	219,200	
		アリアケジャパン	200	1,395.00	279,000	
		ニチレイ	2,000	314.00	628,000	
		東洋水産	1,000	2,200.00	2,200,000	
		日清食品ホールディングス	700	3,030.00	2,121,000	
		日本たばこ産業	41	285,100.00	11,689,100	
		わらべや日洋	200	1,032.00	206,400	
		ミヨシ油脂	1,000	142.00	142,000	
		片倉工業	300	859.00	257,700	
		ゲンゼ	1,000	323.00	323,000	
		東洋紡績	7,000	142.00	994,000	
		ユニチカ	6,000	68.00	408,000	
		日清紡ホールディングス	1,000	774.00	774,000	
		倉敷紡績	2,000	137.00	274,000	
シキボウ	2,000	142.00	284,000			
日本毛織	1,000	538.00	538,000			
ダイトーリミテッド	400	638.00	255,200			
帝人	7,000	291.00	2,037,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	東レ	12,000	469.00	5,628,000	
		三菱レイヨン	4,000	368.00	1,472,000	
		アツギ	2,000	112.00	224,000	
		セーレン	500	632.00	316,000	
		小松精練	1,000	363.00	363,000	
		ワコールホールディングス	1,000	998.00	998,000	
		ホギメディカル	100	4,600.00	460,000	
		三陽商会	1,000	290.00	290,000	
		オンワードホールディングス	1,000	537.00	537,000	
		東京スタイル	1,000	687.00	687,000	
		デサント	1,000	455.00	455,000	
		特種東海ホールディングス	1,000	233.00	233,000	
		王子製紙	8,000	371.00	2,968,000	
		三菱製紙	3,000	105.00	315,000	
		北越紀州製紙	1,500	442.00	663,000	
		中越パルプ工業	1,000	149.00	149,000	
		大王製紙	1,000	732.00	732,000	
		日本製紙グループ本社	800	2,325.00	1,860,000	
		レンゴー	1,000	544.00	544,000	
		ザ・バック	200	1,314.00	262,800	
		クラレ	2,500	1,088.00	2,720,000	
		旭化成	10,000	442.00	4,420,000	
		昭和電工	11,000	164.00	1,804,000	
		住友化学	12,000	363.00	4,356,000	
		住友精化	1,000	332.00	332,000	
		日産化学工業	1,000	1,277.00	1,277,000	
		ラサ工業	2,000	83.00	166,000	
		クレハ	1,000	443.00	443,000	
		石原産業	4,000	65.00	260,000	
		日本曹達	1,000	306.00	306,000	
		東ソー	5,000	236.00	1,180,000	
		トクヤマ	3,000	528.00	1,584,000	
		セントラル硝子	2,000	340.00	680,000	
		東亜合成	2,000	352.00	704,000	
		ダイソー	1,000	221.00	221,000	
		電気化学工業	4,000	391.00	1,564,000	
		信越化学工業	2,800	4,940.00	13,832,000	
		堺化学工業	1,000	393.00	393,000	
		エア・ウォーター	1,000	1,110.00	1,110,000	
		大陽日酸	2,000	984.00	1,968,000	
		ステラ ケミファ	100	4,850.00	485,000	
		保土谷化学工業	1,000	244.00	244,000	
		日本触媒	1,000	798.00	798,000	
		大日精化工業	1,000	328.00	328,000	
		カネカ	2,000	597.00	1,194,000	
		三菱瓦斯化学	3,000	430.00	1,290,000	
		三井化学	7,000	216.00	1,512,000	
		J S R	1,700	1,771.00	3,010,700	
		東京応化工業	300	1,695.00	508,500	
		三菱ケミカルホールディングス	10,000	340.00	3,400,000	
		日本合成化学工業	1,000	682.00	682,000	
		ダイセル化学工業	2,000	518.00	1,036,000	
		住友ベークライト	2,000	433.00	866,000	
		積水化学工業	4,000	548.00	2,192,000	
		日本ゼオン	2,000	394.00	788,000	
		アイカ工業	500	916.00	458,000	
		宇部興産	8,000	233.00	1,864,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	タキロン	1,000	243.00	243,000	
		旭有機材工業	1,000	203.00	203,000	
		日立化成工業	800	1,817.00	1,453,600	
		大倉工業	1,000	254.00	254,000	
		積水化成工業	1,000	404.00	404,000	
		群栄化学工業	1,000	211.00	211,000	
		日本化薬	1,000	757.00	757,000	
		A D E K A	800	826.00	660,800	
		日油	2,000	373.00	746,000	
		花王	4,700	2,170.00	10,199,000	
		三洋化成工業	1,000	488.00	488,000	
		日本ペイント	2,000	568.00	1,136,000	
		関西ペイント	2,000	762.00	1,524,000	
		中国塗料	1,000	642.00	642,000	
		太陽インキ製造	200	2,305.00	461,000	
		D I C	6,000	143.00	858,000	
		東洋インキ製造	2,000	337.00	674,000	
		富士フイルムホールディングス	3,700	2,505.00	9,268,500	
		資生堂	3,100	1,805.00	5,595,500	
		ライオン	2,000	463.00	926,000	
		高砂香料工業	1,000	446.00	446,000	
		マンダム	200	2,480.00	496,000	
		ミルボン	100	2,100.00	210,000	
		ファンケル	400	1,765.00	706,000	
		コーセー	300	1,874.00	562,200	
		ドクターシーラボ	2	192,400.00	384,800	
		エステー	200	1,025.00	205,000	
		コニシ	200	880.00	176,000	
		長谷川香料	300	1,181.00	354,300	
		小林製薬	300	3,980.00	1,194,000	
		日本高純度化学	1	298,000.00	298,000	
		アース製薬	200	2,930.00	586,000	
		北興化学工業	1,000	275.00	275,000	
		大成ラミック	100	2,155.00	215,500	
		アキレス	2,000	134.00	268,000	
		有沢製作所	300	481.00	144,300	
		日東電工	1,500	3,170.00	4,755,000	
		前澤化成工業	200	955.00	191,000	
		エフピコ	100	4,170.00	417,000	
		天馬	200	998.00	199,600	
		信越ポリマー	400	532.00	212,800	
		ニフコ	400	1,672.00	668,800	
		日本パルカー工業	1,000	167.00	167,000	
		ユニ・チャーム	300	8,970.00	2,691,000	
		協和発酵キリン	2,000	924.00	1,848,000	
		武田薬品工業	6,500	3,730.00	24,245,000	
		アステラス製薬	3,700	3,320.00	12,284,000	
		大日本住友製薬	1,300	920.00	1,196,000	
		塩野義製薬	2,500	1,941.00	4,852,500	
		田辺三菱製薬	2,000	1,155.00	2,310,000	
		中外製薬	1,800	1,683.00	3,029,400	
		科研製薬	1,000	765.00	765,000	
		エーザイ	2,100	3,270.00	6,867,000	
		ロート製薬	1,000	1,095.00	1,095,000	
		小野薬品工業	900	3,980.00	3,582,000	
		久光製薬	500	3,010.00	1,505,000	
		持田製薬	1,000	844.00	844,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	大正製薬	1,000	1,598.00	1,598,000	
		参天製薬	500	2,945.00	1,472,500	
		扶桑薬品工業	1,000	281.00	281,000	
		日本ケミファ	1,000	243.00	243,000	
		ツムラ	500	2,915.00	1,457,500	
		生化学工業	300	979.00	293,700	
		東和薬品	100	4,240.00	424,000	
		沢井製薬	100	5,050.00	505,000	
		第一三共	5,400	1,798.00	9,709,200	
		新日本石油	10,000	367.00	3,670,000	
		昭和シェル石油	1,600	726.00	1,161,600	
		コスモ石油	5,000	182.00	910,000	
		東燃ゼネラル石油	2,000	748.00	1,496,000	
		新日鉱ホールディングス	7,000	339.00	2,373,000	
		AOCホールディングス	500	487.00	243,500	
		出光興産	200	4,990.00	998,000	
		横浜ゴム	2,000	347.00	694,000	
		東洋ゴム工業	2,000	151.00	302,000	
		ブリヂストン	5,400	1,482.00	8,002,800	
		住友ゴム工業	1,500	746.00	1,119,000	
		オカモト	1,000	364.00	364,000	
		ニッタ	200	1,277.00	255,400	
		東海ゴム工業	300	925.00	277,500	
		三ツ星ベルト	1,000	364.00	364,000	
		バンドー化学	1,000	257.00	257,000	
		日東紡績	2,000	142.00	284,000	
		旭硝子	9,000	813.00	7,317,000	
		日本板硝子	6,000	246.00	1,476,000	
		日本山村硝子	1,000	310.00	310,000	
		日本電気硝子	3,000	1,093.00	3,279,000	
		オハラ	200	1,430.00	286,000	
		住友大阪セメント	3,000	138.00	414,000	
		太平洋セメント	7,000	99.00	693,000	
		東海カーボン	2,000	430.00	860,000	
		日本カーボン	1,000	254.00	254,000	
		東洋炭素	100	4,790.00	479,000	
		ノリタケカンパニーリミテド	1,000	237.00	237,000	
		TOTO	3,000	551.00	1,653,000	
		日本碍子	2,000	1,990.00	3,980,000	
		日本特殊陶業	2,000	977.00	1,954,000	
		品川リフラクトリーズ	1,000	194.00	194,000	
		フジインコーポレーテッド	200	1,359.00	271,800	
		ニチアス	1,000	340.00	340,000	
		ニチハ	200	518.00	103,600	
		新日本製鐵	49,000	350.00	17,150,000	
		住友金属工業	32,000	228.00	7,296,000	
		神戸製鋼所	24,000	163.00	3,912,000	
		日新製鋼	7,000	146.00	1,022,000	
		中山製鋼所	1,000	118.00	118,000	
		合同製鐵	1,000	212.00	212,000	
		ジェイ エフ イー ホールディングス	3,700	3,350.00	12,395,000	
		東京製鐵	800	1,020.00	816,000	
		共英製鋼	200	1,716.00	343,200	
		大和工業	400	2,895.00	1,158,000	
		東京鐵鋼	1,000	248.00	248,000	
		大阪製鐵	100	1,562.00	156,200	
		淀川製鋼所	1,000	354.00	354,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	丸一鋼管	500	1,772.00	886,000	
		モリ工業	1,000	205.00	205,000	
		大同特殊鋼	3,000	314.00	942,000	
		日本金属工業	2,000	135.00	270,000	
		日本冶金工業	1,000	355.00	355,000	
		山陽特殊製鋼	1,000	363.00	363,000	
		愛知製鋼	1,000	405.00	405,000	
		日立金属	1,000	862.00	862,000	
		大平洋金属	1,000	576.00	576,000	
		日本電工	1,000	536.00	536,000	
		三菱製鋼	1,000	146.00	146,000	
		日本軽金属	5,000	81.00	405,000	
		三井金属鉱業	5,000	225.00	1,125,000	
		東邦亜鉛	1,000	412.00	412,000	
		三菱マテリアル	10,000	217.00	2,170,000	
		住友金属鉱山	4,000	1,386.00	5,544,000	
		DOWAホールディングス	2,050	478.00	979,900	
		古河機械金属	4,000	100.00	400,000	
		大阪チタニウムテクノロジーズ	200	2,475.00	495,000	
		東邦チタニウム	400	1,247.00	498,800	
		住友軽金属工業	3,000	72.00	216,000	
		古河スカイ	1,000	135.00	135,000	
		古河電気工業	6,000	362.00	2,172,000	
		住友電気工業	5,600	1,053.00	5,896,800	
		フジクラ	3,000	424.00	1,272,000	
		三菱電線工業	2,000	70.00	140,000	
		昭和電線ホールディングス	3,000	82.00	246,000	
		日立電線	2,000	238.00	476,000	
		リョービ	1,000	218.00	218,000	
		アサヒホールディングス	300	1,461.00	438,300	
		三協・立山ホールディングス	3,000	115.00	345,000	
		トーカロ	100	1,369.00	136,900	
		SUMCO	1,000	1,468.00	1,468,000	
		東洋製罐	1,300	1,370.00	1,781,000	
		ホッカンホールディングス	1,000	210.00	210,000	
		三和ホールディングス	2,000	231.00	462,000	
		住生活グループ	2,200	1,517.00	3,337,400	
		ノーリツ	300	1,075.00	322,500	
		長府製作所	200	1,895.00	379,000	
		リンナイ	300	4,470.00	1,341,000	
		岡部	500	309.00	154,500	
		東プレ	400	810.00	324,000	
		高周波熱錬	400	553.00	221,200	
		東京製綱	1,000	231.00	231,000	
		日本発條	1,000	828.00	828,000	
		三益半導体工業	200	1,016.00	203,200	
		日本製鋼所	3,000	1,118.00	3,354,000	
		三浦工業	300	2,335.00	700,500	
		タクマ	1,000	222.00	222,000	
		オークマ	1,000	427.00	427,000	
		東芝機械	1,000	336.00	336,000	
		アマダ	3,000	563.00	1,689,000	
		アイダエンジニアリング	600	262.00	157,200	
		牧野フライス製作所	1,000	333.00	333,000	
		オーエスジー	800	899.00	719,200	
		森精機製作所	700	804.00	562,800	
		ディスコ	200	5,370.00	1,074,000	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	日東工器	100	2,010.00	201,000	
		島精機製作所	300	1,749.00	524,700	
		ナブテスコ	1,000	975.00	975,000	
		三井海洋開発	100	1,697.00	169,700	
		S M C	600	10,280.00	6,168,000	
		新川	200	1,324.00	264,800	
		ユニオンツール	100	2,485.00	248,500	
		オイレス工業	200	1,329.00	265,800	
		サトー	200	980.00	196,000	
		小松製作所	7,700	1,805.00	13,898,500	
		住友重機械工業	4,000	423.00	1,692,000	
		日立建機	700	2,215.00	1,550,500	
		井関農機	2,000	263.00	526,000	
		丸山製作所	1,000	141.00	141,000	
		北川鉄工所	2,000	84.00	168,000	
		クボタ	7,000	829.00	5,803,000	
		三菱化工機	1,000	227.00	227,000	
		新東工業	400	632.00	252,800	
		小森コーポレーション	500	925.00	462,500	
		荏原製作所	4,000	361.00	1,444,000	
		西島製作所	200	1,915.00	383,000	
		ダイキン工業	1,900	3,440.00	6,536,000	
		トーヨーカネツ	1,000	180.00	180,000	
		栗田工業	900	2,915.00	2,623,500	
		椿本チエイン	1,000	356.00	356,000	
		木村化工機	200	803.00	160,600	
		アネスト岩田	1,000	279.00	279,000	
		ダイフク	1,000	548.00	548,000	
		タダノ	1,000	396.00	396,000	
		フジテック	1,000	468.00	468,000	
		シーケーディ	500	649.00	324,500	
		平和	400	911.00	364,400	
		理想科学工業	200	768.00	153,600	
		S A N K Y O	500	4,780.00	2,390,000	
		日本金銭機械	200	835.00	167,000	
		マースエンジニアリング	100	2,190.00	219,000	
		キャノンファインテック	200	1,177.00	235,400	
		アマノ	500	817.00	408,500	
		サンデン	1,000	226.00	226,000	
		グローリー	500	1,987.00	993,500	
		セガサミーホールディングス	1,900	1,117.00	2,122,300	
		リケン	1,000	284.00	284,000	
		ホシザキ電機	400	1,131.00	452,400	
		日本精工	3,000	612.00	1,836,000	
		N T N	4,000	384.00	1,536,000	
		ジェイテクト	1,600	1,030.00	1,648,000	
		不二越	2,000	195.00	390,000	
日本トムソン	1,000	480.00	480,000			
T H K	1,100	1,627.00	1,789,700			
前澤給装工業	100	1,379.00	137,900			
キッツ	1,000	428.00	428,000			
日立工機	600	1,041.00	624,600			
マキタ	1,100	3,140.00	3,454,000			
日立造船	7,500	126.00	945,000			
三菱重工業	28,000	304.00	8,512,000			
I H I	12,000	139.00	1,668,000			
イビデン	1,200	3,090.00	3,708,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	コニカミノルタホールディングス	4,000	894.00	3,576,000	
		ブラザー工業	2,300	994.00	2,286,200	
		ミネベア	2,000	433.00	866,000	
		日立製作所	28,000	233.00	6,524,000	
		東芝	37,000	481.00	17,797,000	
		三菱電機	15,000	654.00	9,810,000	
		富士電機ホールディングス	5,000	141.00	705,000	
		安川電機	2,000	718.00	1,436,000	
		シンフォニアテクノロジー	1,000	182.00	182,000	
		明電舎	2,000	399.00	798,000	
		デンヨー	100	698.00	69,800	
		東芝テック	1,000	332.00	332,000	
		マブチモーター	200	4,400.00	880,000	
		日本電産	800	7,970.00	6,376,000	
		高岳製作所	1,000	253.00	253,000	
		ダイヘン	1,000	279.00	279,000	
		JVC・ケンウッド・ホールディングス	8,400	40.00	336,000	
		オムロン	2,000	1,565.00	3,130,000	
		日東工業	300	928.00	278,400	
		I D E C	300	568.00	170,400	
		エルピーダメモリ	1,800	1,303.00	2,345,400	
		ジーエス・ユアサ コーポレーション	3,000	646.00	1,938,000	
		メルコホールディングス	200	1,550.00	310,000	
		日本電気	21,000	212.00	4,452,000	
		富士通	17,000	551.00	9,367,000	
		沖電気工業	7,000	75.00	525,000	
		電気興業	1,000	374.00	374,000	
		サンケン電気	1,000	249.00	249,000	
		アイホン	100	1,600.00	160,000	
		NECエレクトロニクス	500	601.00	300,500	
		セイコーエプソン	1,400	1,343.00	1,880,200	
		ワコム	3	190,500.00	571,500	
		アルバック	300	2,195.00	658,500	
		ナナオ	200	2,110.00	422,000	
		日本信号	400	770.00	308,000	
		京三製作所	1,000	396.00	396,000	
		マスプロ電工	200	777.00	155,400	
		日本無線	1,000	172.00	172,000	
		パナソニック	16,200	1,226.00	19,861,200	
		シャープ	8,000	1,077.00	8,616,000	
		アンリツ	1,000	315.00	315,000	
		富士通ゼネラル	1,000	281.00	281,000	
		日立国際電気	1,000	741.00	741,000	
		ソニー	8,900	2,490.00	22,161,000	
		T D K	900	4,980.00	4,482,000	
		帝国通信工業	1,000	196.00	196,000	
		三洋電機	18,000	176.00	3,168,000	
		ミツミ電機	600	1,435.00	861,000	
		タムラ製作所	1,000	255.00	255,000	
		アルプス電気	1,400	505.00	707,000	
		パイオニア	1,300	277.00	360,100	
		日本電波工業	200	1,479.00	295,800	
		フォスター電機	200	2,270.00	454,000	
		S M K	1,000	496.00	496,000	
		東光	1,000	109.00	109,000	
		ホシデン	500	933.00	466,500	
ヒロセ電機	300	9,350.00	2,805,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	アルパイン	400	912.00	364,800	
		アイコム	200	1,975.00	395,000	
		船井電機	100	4,820.00	482,000	
		横河電機	1,800	725.00	1,305,000	
		山武	400	1,944.00	777,600	
		日本光電工業	400	1,533.00	613,200	
		堀場製作所	300	2,190.00	657,000	
		アドバンテスト	1,200	2,065.00	2,478,000	
		キーエンス	300	18,710.00	5,613,000	
		日置電機	100	1,752.00	175,200	
		シスメックス	300	5,050.00	1,515,000	
		メガチップス	200	1,276.00	255,200	
		日本電産コパル電子	300	576.00	172,800	
		コーセル	300	1,056.00	316,800	
		オプテックス	200	846.00	169,200	
		千代田インテグレ	200	892.00	178,400	
		スタンレー電気	1,100	1,807.00	1,987,700	
		ウシオ電機	1,000	1,567.00	1,567,000	
		日本セラミック	200	1,170.00	234,000	
		日本デジタル研究所	200	1,003.00	200,600	
		図研	300	636.00	190,800	
		日本電子	1,000	340.00	340,000	
		カシオ計算機	1,900	698.00	1,326,200	
		ファナック	1,700	7,860.00	13,362,000	
		日本シイエムケイ	300	524.00	157,200	
		エンプラス	200	1,537.00	307,400	
		ローム	800	6,000.00	4,800,000	
		浜松ホトニクス	600	2,145.00	1,287,000	
		三井ハイテック	300	825.00	247,500	
		新光電気工業	500	1,337.00	668,500	
		京セラ	1,400	7,480.00	10,472,000	
		太陽誘電	1,000	1,007.00	1,007,000	
		村田製作所	1,900	4,450.00	8,455,000	
		双葉電子工業	300	1,567.00	470,100	
		北陸電気工業	1,000	147.00	147,000	
		パナソニック電工	3,000	1,057.00	3,171,000	
		ニチコン	600	829.00	497,400	
		日本ケミコン	1,000	277.00	277,000	
		K O A	300	685.00	205,500	
		小糸製作所	1,000	1,455.00	1,455,000	
		スター精密	400	662.00	264,800	
		大日本スクリーン製造	2,000	378.00	756,000	
		キャノン電子	200	1,955.00	391,000	
		キャノン	10,300	3,710.00	38,213,000	
		リコー	5,000	1,195.00	5,975,000	
		東京エレクトロン	1,400	5,300.00	7,420,000	
		トヨタ紡織	600	1,870.00	1,122,000	
		ユニプレス	300	1,503.00	450,900	
		豊田自動織機	1,400	2,555.00	3,577,000	
		三櫻工業	400	522.00	208,800	
		デンソー	3,900	2,585.00	10,081,500	
		東海理化電機製作所	400	1,876.00	750,400	
		三井造船	7,000	213.00	1,491,000	
佐世保重工業	2,000	188.00	376,000			
川崎重工業	14,000	221.00	3,094,000			
日本車輛製造	1,000	502.00	502,000			
日産自動車	19,900	701.00	13,949,900			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	いすゞ自動車	11,000	160.00	1,760,000	
		トヨタ自動車	22,800	3,650.00	83,220,000	
		日野自動車	2,000	299.00	598,000	
		三菱自動車工業	37,000	131.00	4,847,000	
		武蔵精密工業	200	1,884.00	376,800	
		トヨタ車体	400	1,693.00	677,200	
		日産車体	1,000	787.00	787,000	
		関東自動車工業	300	765.00	229,500	
		新明和工業	1,000	267.00	267,000	
		極東開発工業	500	308.00	154,000	
		日信工業	300	1,433.00	429,900	
		トピー工業	2,000	158.00	316,000	
		曙ブレーキ工業	600	452.00	271,200	
		タチエス	300	832.00	249,600	
		NOK	900	1,095.00	985,500	
		フタバ産業	600	650.00	390,000	
		カヤバ工業	1,000	274.00	274,000	
		プレス工業	1,000	162.00	162,000	
		カルソニックカンセイ	1,000	221.00	221,000	
		太平洋工業	1,000	459.00	459,000	
		ケーヒン	400	1,288.00	515,200	
		アイシン精機	1,500	2,270.00	3,405,000	
		マツダ	11,000	195.00	2,145,000	
		ダイハツ工業	2,000	867.00	1,734,000	
		本田技研工業	14,100	2,930.00	41,313,000	
		スズキ	3,300	2,215.00	7,309,500	
		富士重工業	6,000	377.00	2,262,000	
		ヤマハ発動機	2,100	1,114.00	2,339,400	
		ショーワ	500	487.00	243,500	
		エクセディ	200	1,822.00	364,400	
		豊田合成	500	2,600.00	1,300,000	
		愛三工業	200	828.00	165,600	
		ヨロズ	200	1,139.00	227,800	
		エフ・シー・シー	300	1,627.00	488,100	
		シマノ	700	3,750.00	2,625,000	
		タカタ	300	1,916.00	574,800	
		テイ・エス テック	400	1,687.00	674,800	
		テルモ	1,300	5,130.00	6,669,000	
		日機装	1,000	455.00	455,000	
		島津製作所	2,000	617.00	1,234,000	
		東京精密	400	996.00	398,400	
		ニコン	3,100	1,690.00	5,239,000	
		トプコン	400	488.00	195,200	
		オリンパス	1,900	2,890.00	5,491,000	
		タムロン	200	883.00	176,600	
		HOYA	3,800	2,375.00	9,025,000	
		シチズンホールディングス	2,100	509.00	1,068,900	
		セイコーホールディングス	1,000	173.00	173,000	
		ニプロ	400	1,897.00	758,800	
		SRIスポーツ	2	84,900.00	169,800	
		バンダイナムコホールディングス	1,900	891.00	1,692,900	
		フランスベッドホールディングス	2,000	141.00	282,000	
		パイロットコーポレーション	2	104,200.00	208,400	
		トッパン・フォームズ	300	963.00	288,900	
フジシールインターナショナル	200	1,940.00	388,000			
タカラトミー	600	780.00	468,000			
プロネクサス	200	541.00	108,200			

[次へ](#)

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	大建工業	1,000	207.00	207,000	
		凸版印刷	5,000	739.00	3,695,000	
		大日本印刷	5,000	1,153.00	5,765,000	
		図書印刷	1,000	151.00	151,000	
		共同印刷	1,000	251.00	251,000	
		日本写真印刷	300	4,850.00	1,455,000	
		アシックス	2,000	837.00	1,674,000	
		ツツミ	100	1,872.00	187,200	
		ローランド	200	755.00	151,000	
		ヤマハ	1,300	985.00	1,280,500	
		ビジョン	100	3,710.00	371,000	
		パラマウントベッド	200	2,020.00	404,000	
		リンテック	400	1,782.00	712,800	
		イトーキ	900	180.00	162,000	
		任天堂	900	21,460.00	19,314,000	
		三菱鉛筆	200	1,241.00	248,200	
		タカラスタンダード	1,000	512.00	512,000	
		コクヨ	900	747.00	672,300	
		ナカバヤシ	1,000	173.00	173,000	
		グロープライド	2,000	105.00	210,000	
		岡村製作所	1,000	406.00	406,000	
		美津濃	1,000	446.00	446,000	
		アデランスホールディングス	200	1,082.00	216,400	
		東京電力	10,400	2,335.00	24,284,000	
		中部電力	5,600	2,255.00	12,628,000	
		関西電力	6,800	2,125.00	14,450,000	
		中国電力	2,400	1,786.00	4,286,400	
		北陸電力	1,700	2,055.00	3,493,500	
		東北電力	4,100	1,853.00	7,597,300	
		四国電力	1,800	2,540.00	4,572,000	
		九州電力	3,600	1,949.00	7,016,400	
		北海道電力	1,600	1,676.00	2,681,600	
		沖縄電力	100	5,000.00	500,000	
		電源開発	1,200	2,710.00	3,252,000	
		東京瓦斯	21,000	366.00	7,686,000	
		大阪瓦斯	18,000	318.00	5,724,000	
		東邦瓦斯	5,000	510.00	2,550,000	
		北海道瓦斯	1,000	244.00	244,000	
		西部瓦斯	2,000	257.00	514,000	
		静岡瓦斯	500	578.00	289,000	
		東武鉄道	7,000	488.00	3,416,000	
		相鉄ホールディングス	2,000	390.00	780,000	
		東京急行電鉄	9,000	382.00	3,438,000	
		京浜急行電鉄	5,000	706.00	3,530,000	
		小田急電鉄	5,000	738.00	3,690,000	
		京王電鉄	5,000	581.00	2,905,000	
		京成電鉄	2,000	499.00	998,000	
		富士急行	1,000	478.00	478,000	
		新京成電鉄	1,000	365.00	365,000	
		東日本旅客鉄道	3,100	6,010.00	18,631,000	
西日本旅客鉄道	14	321,000.00	4,494,000			
東海旅客鉄道	14	640,000.00	8,960,000			
西日本鉄道	2,000	359.00	718,000			
近畿日本鉄道	15,000	330.00	4,950,000			
阪急阪神ホールディングス	11,000	407.00	4,477,000			
南海電気鉄道	3,000	373.00	1,119,000			
京阪電気鉄道	4,000	381.00	1,524,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	名古屋鉄道	6,000	277.00	1,662,000	
		日本通運	7,000	400.00	2,800,000	
		ヤマトホールディングス	3,300	1,269.00	4,187,700	
		山九	2,000	449.00	898,000	
		丸全昭和運輸	1,000	299.00	299,000	
		センコー	1,000	339.00	339,000	
		トナミホールディングス	1,000	183.00	183,000	
		福山通運	1,000	450.00	450,000	
		セイノーホールディングス	1,000	617.00	617,000	
		日立物流	300	1,210.00	363,000	
		日本郵船	12,000	260.00	3,120,000	
		商船三井	8,000	477.00	3,816,000	
		川崎汽船	4,000	243.00	972,000	
		新和海運	1,000	234.00	234,000	
		乾汽船	300	641.00	192,300	
		飯野海運	1,000	394.00	394,000	
		第一中央汽船	1,000	190.00	190,000	
		全日本空輸	24,000	248.00	5,952,000	
		日本航空	24,000	96.00	2,304,000	
		日新	1,000	211.00	211,000	
		三菱倉庫	1,000	982.00	982,000	
		三井倉庫	1,000	320.00	320,000	
		住友倉庫	1,000	402.00	402,000	
		澁澤倉庫	1,000	267.00	267,000	
		日本トランスシティ	1,000	264.00	264,000	
		安田倉庫	300	593.00	177,900	
		上組	2,000	686.00	1,372,000	
		郵船航空サービス	200	1,190.00	238,000	
		近鉄エクスプレス	200	2,365.00	473,000	
		新日鉄ソリューションズ	200	1,471.00	294,200	
		I Tホールディングス	600	1,028.00	616,800	
		コーエーテクモホールディングス	400	691.00	276,400	
		ドワンゴ	1	168,700.00	168,700	
		マクロミル	1	142,700.00	142,700	
		ティーガイア	2	163,600.00	327,200	
		ザッパラス	1	149,400.00	149,400	
		インターネットイニシアティブ	1	178,000.00	178,000	
		ソネットエンタテインメント	1	200,500.00	200,500	
		野村総合研究所	1,000	1,835.00	1,835,000	
		フジ・メディア・ホールディングス	18	124,600.00	2,242,800	
		オービック	60	15,160.00	909,600	
		ヤフー	96	28,800.00	2,764,800	
		トレンドマイクロ	700	3,380.00	2,366,000	
		日本オラクル	300	3,850.00	1,155,000	
		オービックビジネスコンサルタント	50	3,860.00	193,000	
		伊藤忠テクノソリューションズ	300	2,485.00	745,500	
		大塚商会	200	4,240.00	848,000	
		電通国際情報サービス	300	544.00	163,200	
		ネットワンシステムズ	4	104,100.00	416,400	
		エイベックス・グループ・ホールディングス	400	731.00	292,400	
		日本ユニシス	500	663.00	331,500	
兼松エレクトロニクス	200	819.00	163,800			
東京放送ホールディングス	1,000	1,335.00	1,335,000			
日本テレビ放送網	150	11,720.00	1,758,000			
テレビ朝日	4	135,800.00	543,200			
テレビ東京	100	1,816.00	181,600			
スカパー J S A Tホールディングス	14	37,750.00	528,500			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	イー・アクセス	9	53,300.00	479,700	
		NECモバイリング	100	2,285.00	228,500	
		日本電信電話	6,900	3,740.00	25,806,000	
		KDDI	27	480,000.00	12,960,000	
		光通信	300	1,650.00	495,000	
		エヌ・ティ・ティ・ドコモ	144	130,400.00	18,777,600	
		GMOインターネット	600	386.00	231,600	
		学研ホールディングス	1,000	235.00	235,000	
		ゼンリン	300	1,049.00	314,700	
		角川グループホールディングス	200	2,180.00	436,000	
		松竹	1,000	823.00	823,000	
		東宝	1,200	1,385.00	1,662,000	
		東映	1,000	462.00	462,000	
		エヌ・ティ・ティ・データ	11	267,000.00	2,937,000	
		DTS	200	814.00	162,800	
		スクウェア・エニックス・ホールディングス	500	1,791.00	895,500	
		シーイーシー	300	486.00	145,800	
		カプコン	400	1,325.00	530,000	
		住商情報システム	200	1,277.00	255,400	
		CSKホールディングス	700	367.00	256,900	
		アイネス	300	752.00	225,600	
		TKC	200	1,742.00	348,400	
		富士ソフト	300	1,505.00	451,500	
		日本システムディベロップメント	400	946.00	378,400	
		コナミ	700	1,484.00	1,038,800	
		ソフトバンク	7,200	2,115.00	15,228,000	
		高千穂交易	200	960.00	192,000	
		エレマテック	200	960.00	192,000	
		JALUX	100	990.00	99,000	
		双日	11,900	161.00	1,915,900	
		アルフレッサ ホールディングス	400	3,740.00	1,496,000	
		あい ホールディングス	700	296.00	207,200	
		ダイワボウホールディングス	2,000	179.00	358,000	
		バイタルケーエスケー・ホールディングス	300	538.00	161,400	
		日本コークス工業	2,000	98.00	196,000	
		JFE商事ホールディングス	1,000	319.00	319,000	
		小野建	100	642.00	64,200	
		伯東	100	748.00	74,800	
		ナガイレーベン	100	1,883.00	188,300	
		菱食	200	2,480.00	496,000	
		松田産業	100	1,415.00	141,500	
		メディカルホールディングス	1,700	1,194.00	2,029,800	
		アズワン	200	1,710.00	342,000	
		ドウシシャ	200	2,270.00	454,000	
		高速	200	660.00	132,000	
		黒田電気	400	1,298.00	519,200	
		エクセル	200	1,003.00	200,600	
		ガリバーインターナショナル	40	6,190.00	247,600	
		進和	100	1,289.00	128,900	
		伊藤忠商事	11,000	631.00	6,941,000	
		丸紅	13,000	469.00	6,097,000	
		F&Aアクアホールディングス	200	1,010.00	202,000	
		長瀬産業	1,000	1,090.00	1,090,000	
		蝶理	2,000	94.00	188,000	
		豊田通商	1,600	1,248.00	1,996,800	
		兼松	5,000	68.00	340,000	
		三井物産	14,100	1,214.00	17,117,400	

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	日本紙パルプ商事	1,000	341.00	341,000	
		日立ハイテクノロジーズ	600	1,583.00	949,800	
		スターゼン	1,000	236.00	236,000	
		山善	700	297.00	207,900	
		住友商事	8,900	878.00	7,814,200	
		内田洋行	1,000	227.00	227,000	
		三菱商事	13,100	2,155.00	28,230,500	
		キヤノンマーケティングジャパン	600	1,332.00	799,200	
		西華産業	1,000	203.00	203,000	
		菱洋エレクトロ	300	710.00	213,000	
		ユアサ商事	2,000	74.00	148,000	
		神鋼商事	1,000	149.00	149,000	
		阪和興業	2,000	299.00	598,000	
		岩谷産業	2,000	256.00	512,000	
		三愛石油	1,000	355.00	355,000	
		稲畑産業	700	305.00	213,500	
		東邦ホールディングス	500	1,204.00	602,000	
		サンゲツ	300	1,940.00	582,000	
		ミツウロコ	300	655.00	196,500	
		シナネン	1,000	379.00	379,000	
		伊藤忠エネクス	400	378.00	151,200	
		ザ・トーカイ	1,000	487.00	487,000	
		サンリオ	600	710.00	426,000	
		リョーサン	300	2,220.00	666,000	
		新光商事	200	683.00	136,600	
		トーヨー	1,000	345.00	345,000	
		三信電気	200	631.00	126,200	
		東陽テクニカ	300	725.00	217,500	
		モスフードサービス	200	1,484.00	296,800	
		加賀電子	300	927.00	278,100	
		トラスコ中山	200	1,299.00	259,800	
		オートバックスセブン	200	2,650.00	530,000	
		加藤産業	300	1,705.00	511,500	
		富士エレクトロニクス	300	768.00	230,400	
		日伝	100	2,350.00	235,000	
		因幡電機産業	200	2,010.00	402,000	
		住金物産	1,000	168.00	168,000	
		ミスミグループ本社	600	1,615.00	969,000	
		スズケン	600	3,210.00	1,926,000	
		ローソン	500	4,130.00	2,065,000	
		サンエー	100	3,150.00	315,000	
		カワチ薬品	100	1,709.00	170,900	
		エービーシー・マート	200	2,595.00	519,000	
		アスクル	200	1,687.00	337,400	
		ゲオ	4	89,500.00	358,000	
		ポイント	160	4,650.00	744,000	
		エディオン	700	821.00	574,700	
		サーラコーポレーション	500	572.00	286,000	
		アルペン	200	1,447.00	289,400	
		ビックカメラ	6	31,150.00	186,900	
		DCM Japanホールディングス	900	532.00	478,800	
		J・フロントリテイリング	4,000	394.00	1,576,000	
		ドトール・日レスホールディングス	300	1,238.00	371,400	
マツモトキヨシホールディングス	300	2,215.00	664,500			
ココカラファインホールディングス	100	1,691.00	169,100			
三越伊勢丹ホールディングス	3,000	777.00	2,331,000			
クリエイティブSDホールディングス	100	1,805.00	180,500			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	サークルKサンクス	400	1,110.00	444,000	
		コスモス薬品	100	2,110.00	211,000	
		セブン&アイ・ホールディングス	7,000	1,951.00	13,657,000	
		ツルハホールディングス	100	3,400.00	340,000	
		サンマルクホールディングス	100	2,605.00	260,500	
		フェリシモ	100	1,257.00	125,700	
		カップ・クリエイト	150	1,906.00	285,900	
		良品計画	200	3,690.00	738,000	
		三城ホールディングス	300	733.00	219,900	
		コーナン商事	300	996.00	298,800	
		ワタミ	200	1,675.00	335,000	
		ドン・キホーテ	300	2,060.00	618,000	
		メガネトップ	200	997.00	199,400	
		西松屋チェーン	500	731.00	365,500	
		ゼンショー	700	623.00	436,100	
		幸楽苑	200	1,183.00	236,600	
		サイゼリヤ	300	1,444.00	433,200	
		ユナイテッドアローズ	300	747.00	224,100	
		コロワイド	500	569.00	284,500	
		スギホールディングス	300	2,020.00	606,000	
		ファミリーマート	500	2,725.00	1,362,500	
		木曽路	200	1,960.00	392,000	
		千趣会	300	516.00	154,800	
		ケーヨー	500	393.00	196,500	
		日本瓦斯	200	1,506.00	301,200	
		ベスト電器	1,000	352.00	352,000	
		ロイヤルホールディングス	300	958.00	287,400	
		島忠	400	1,778.00	711,200	
		チヨダ	300	1,067.00	320,100	
		ライフコーポレーション	100	1,660.00	166,000	
		リンガーハット	200	1,190.00	238,000	
		AOKIホールディングス	200	873.00	174,600	
		コメリ	200	2,285.00	457,000	
		青山商事	400	1,120.00	448,000	
		しまむら	200	7,920.00	1,584,000	
		CFSコーポレーション	500	485.00	242,500	
		高島屋	2,000	587.00	1,174,000	
		丸善	2,000	75.00	150,000	
		松屋	400	741.00	296,400	
		エイチ・ツー・オー リテイリング	1,000	550.00	550,000	
		ニッセンホールディングス	500	268.00	134,000	
		パルコ	500	800.00	400,000	
		丸井グループ	2,100	524.00	1,100,400	
		原信ナルスホールディングス	200	1,080.00	216,000	
		ダイエー	850	308.00	261,800	
		イズミヤ	1,000	392.00	392,000	
		イオン	5,700	737.00	4,200,900	
ユニー	1,300	648.00	842,400			
イズミ	500	1,135.00	567,500			
平和堂	400	1,107.00	442,800			
フジ	200	1,806.00	361,200			
ヤオコー	100	3,030.00	303,000			
ゼビオ	200	1,656.00	331,200			
ケーズホールディングス	300	2,930.00	879,000			
元気寿司	200	1,190.00	238,000			
ヤマダ電機	800	5,390.00	4,312,000			
ニトリ	300	6,560.00	1,968,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	吉野家ホールディングス	5	100,200.00	501,000	
		松屋フーズ	100	1,291.00	129,100	
		ブレナス	300	1,207.00	362,100	
		ミニストップ	200	1,077.00	215,400	
		アークス	200	1,249.00	249,800	
		パロー	400	710.00	284,000	
		大庄	100	1,246.00	124,600	
		ファーストリテイリング	400	15,060.00	6,024,000	
		サンドラッグ	300	2,265.00	679,500	
		新生銀行	10,000	101.00	1,010,000	
		あおぞら銀行	6,000	98.00	588,000	
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	102,500	462.00	47,355,000	
		りそなホールディングス	4,700	949.00	4,460,300	
		中央三井トラスト・ホールディングス	9,000	301.00	2,709,000	
		三井住友フィナンシャルグループ	9,000	2,745.00	24,705,000	
		第四銀行	2,000	322.00	644,000	
		北越銀行	2,000	143.00	286,000	
		西日本シティ銀行	6,000	237.00	1,422,000	
		札幌北洋ホールディングス	2,400	337.00	808,800	
		千葉銀行	6,000	560.00	3,360,000	
		横浜銀行	11,000	431.00	4,741,000	
		常陽銀行	6,000	391.00	2,346,000	
		群馬銀行	4,000	500.00	2,000,000	
		武蔵野銀行	300	2,205.00	661,500	
		千葉興業銀行	400	675.00	270,000	
		関東つくば銀行	600	277.00	166,200	
		東京都民銀行	300	1,165.00	349,500	
		七十七銀行	3,000	526.00	1,578,000	
		青森銀行	1,000	210.00	210,000	
		秋田銀行	1,000	357.00	357,000	
		山形銀行	1,000	450.00	450,000	
		岩手銀行	100	5,230.00	523,000	
		東邦銀行	2,000	290.00	580,000	
		東北銀行	2,000	130.00	260,000	
		みちのく銀行	1,000	172.00	172,000	
		ふくおかフィナンシャルグループ	7,000	324.00	2,268,000	
		静岡銀行	5,000	852.00	4,260,000	
		十六銀行	2,000	343.00	686,000	
		スルガ銀行	2,000	817.00	1,634,000	
		八十二銀行	3,000	561.00	1,683,000	
		山梨中央銀行	1,000	372.00	372,000	
		大垣共立銀行	2,000	288.00	576,000	
		福井銀行	1,000	297.00	297,000	
		北國銀行	2,000	349.00	698,000	
		清水銀行	100	3,830.00	383,000	
		滋賀銀行	2,000	540.00	1,080,000	
		南都銀行	2,000	515.00	1,030,000	
		百五銀行	2,000	434.00	868,000	
		京都銀行	3,000	764.00	2,292,000	
		三重銀行	1,000	232.00	232,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	11,000	199.00	2,189,000			
広島銀行	5,000	366.00	1,830,000			
山陰合同銀行	1,000	764.00	764,000			
中国銀行	1,000	1,189.00	1,189,000			
鳥取銀行	1,000	257.00	257,000			
伊予銀行	2,000	787.00	1,574,000			
百十四銀行	2,000	333.00	666,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	四国銀行	1,000	328.00	328,000	
		阿波銀行	1,000	485.00	485,000	
		鹿児島銀行	1,000	674.00	674,000	
		大分銀行	1,000	348.00	348,000	
		宮崎銀行	1,000	277.00	277,000	
		肥後銀行	1,000	539.00	539,000	
		佐賀銀行	1,000	286.00	286,000	
		十八銀行	1,000	246.00	246,000	
		沖縄銀行	100	3,660.00	366,000	
		琉球銀行	400	1,111.00	444,400	
		住友信託銀行	15,000	450.00	6,750,000	
		みずほ信託銀行	15,000	81.00	1,215,000	
		八千代銀行	100	2,055.00	205,500	
		みずほフィナンシャルグループ	142,100	157.00	22,309,700	
		紀陽ホールディングス	7,000	114.00	798,000	
		山口フィナンシャルグループ	2,000	928.00	1,856,000	
		長野銀行	1,000	193.00	193,000	
		名古屋銀行	2,000	350.00	700,000	
		愛知銀行	100	7,070.00	707,000	
		第三銀行	1,000	235.00	235,000	
		中京銀行	1,000	277.00	277,000	
		東日本銀行	1,000	177.00	177,000	
		愛媛銀行	1,000	257.00	257,000	
		トマト銀行	1,000	191.00	191,000	
		みなと銀行	2,000	103.00	206,000	
		京葉銀行	1,000	453.00	453,000	
		関西アーバン銀行	2,000	126.00	252,000	
		栃木銀行	1,000	392.00	392,000	
		北日本銀行	100	2,395.00	239,500	
		香川銀行	1,000	298.00	298,000	
		東和銀行	2,000	57.00	114,000	
		徳島銀行	1,000	309.00	309,000	
		福島銀行	2,000	53.00	106,000	
		大東銀行	3,000	60.00	180,000	
		池田泉州ホールディングス	5,500	326.00	1,793,000	
		SBIホールディングス	154	15,430.00	2,376,220	
		ジャフコ	300	1,809.00	542,700	
		大和証券グループ本社	15,000	465.00	6,975,000	
		野村ホールディングス	32,500	655.00	21,287,500	
		みずほ証券	5,000	285.00	1,425,000	
		みずほインベスターズ証券	5,000	88.00	440,000	
		岡三証券グループ	2,000	449.00	898,000	
		丸三証券	600	543.00	325,800	
		東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,000	345.00	690,000	
		水戸証券	1,000	180.00	180,000	
		いちよし証券	500	607.00	303,500	
		松井証券	1,200	632.00	758,400	
		マネックスグループ	12	33,050.00	396,600	
		カブドットコム証券	4	84,300.00	337,200	
		極東証券	300	682.00	204,600	
		岩井証券	300	639.00	191,700	
		三井住友海上グループホールディングス	3,700	2,390.00	8,843,000	
		ソニーフィナンシャルホールディングス	6	247,400.00	1,484,400	
日本興亜損害保険	6,000	511.00	3,066,000			
損害保険ジャパン	8,000	570.00	4,560,000			
ニッセイ同和損害保険	2,000	449.00	898,000			
あいおい損害保険	4,000	448.00	1,792,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	富士火災海上保険	3,000	91.00	273,000	
		東京海上ホールディングス	6,600	2,580.00	17,028,000	
		T & Dホールディングス	2,400	1,920.00	4,608,000	
		クレディセゾン	1,400	1,024.00	1,433,600	
		セディナ	1,600	167.00	267,200	
		芙蓉総合リース	200	2,025.00	405,000	
		興銀リース	300	1,676.00	502,800	
		東京センチュリーリース	400	956.00	382,400	
		日本証券金融	800	655.00	524,000	
		アイフル	1,450	95.00	137,750	
		武富士	1,190	367.00	436,730	
		リコーリース	100	1,883.00	188,300	
		イオンクレジットサービス	800	885.00	708,000	
		アコム	450	1,158.00	521,100	
		プロミス	800	559.00	447,200	
		ジャックス	1,000	219.00	219,000	
		日立キャピタル	400	1,178.00	471,200	
		オリックス	850	6,110.00	5,193,500	
		三菱UFJリース	450	2,700.00	1,215,000	
		日本駐車場開発	53	4,140.00	219,420	
		昭栄	400	716.00	286,400	
		野村不動産ホールディングス	900	1,290.00	1,161,000	
		ヒューリック	500	611.00	305,500	
		パーク24	1,000	984.00	984,000	
		三井不動産	7,000	1,521.00	10,647,000	
		三菱地所	11,000	1,415.00	15,565,000	
		平和不動産	1,500	273.00	409,500	
		東京建物	3,000	294.00	882,000	
		ダイビル	500	622.00	311,000	
		サンケイビル	300	530.00	159,000	
		東急不動産	3,000	320.00	960,000	
		住友不動産	4,000	1,599.00	6,396,000	
		大京	2,000	185.00	370,000	
		テーオーシー	700	331.00	231,700	
		レオパレス21	1,200	292.00	350,400	
		空港施設	400	467.00	186,800	
		住友不動産販売	80	3,520.00	281,600	
		ゴールドクレスト	140	2,605.00	364,700	
		東急リパブル	300	813.00	243,900	
		アーネストワン	300	927.00	278,100	
		イオンモール	800	1,669.00	1,335,200	
		リサ・パートナーズ	3	57,500.00	172,500	
		エヌ・ティ・ティ都市開発	12	57,700.00	692,400	
		日本空港ビルデング	400	1,170.00	468,000	
		日本工営	1,000	275.00	275,000	
		アコーディア・ゴルフ	5	93,900.00	469,500	
		パソナグループ	2	69,700.00	139,400	
		テンブホールディングス	300	872.00	261,600	
		NECフィールドディング	200	1,177.00	235,400	
		総合警備保障	600	1,028.00	616,800	
カカクコム	1	330,000.00	330,000			
ソネット・エムスリー	1	294,500.00	294,500			
ディー・エヌ・エー	2	477,000.00	954,000			
博報堂DYホールディングス	230	4,270.00	982,100			
ぐるなび	1	205,400.00	205,400			
パシフィックゴルフグループインターナショナルホールディングス	5	63,400.00	317,000			

種類	通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
株式	日本円	イーピーエス	1	359,000.00	359,000	
		ケネディクス	9	23,830.00	214,470	
		電通	1,700	2,040.00	3,468,000	
		みらかホールディングス	400	2,785.00	1,114,000	
		オリエンタルランド	400	6,120.00	2,448,000	
		ダスキン	500	1,617.00	808,500	
		ラウンドワン	300	527.00	158,100	
		リゾートトラスト	400	1,034.00	413,600	
		ビー・エム・エル	100	2,800.00	280,000	
		もしもしホットライン	150	1,649.00	247,350	
		ユー・エス・エス	230	5,540.00	1,274,200	
		カルチュア・コンビニエンス・クラブ	800	519.00	415,200	
		エイチ・アイ・エス	200	1,707.00	341,400	
		共立メンテナンス	100	1,308.00	130,800	
		東京テアトル	2,000	151.00	302,000	
		よみうりランド	1,000	301.00	301,000	
		東京都競馬	2,000	134.00	268,000	
		常盤興産	2,000	150.00	300,000	
		東京ドーム	2,000	253.00	506,000	
		トランス・コスモス	300	737.00	221,100	
		藤田観光	1,000	369.00	369,000	
		セコム	1,700	4,310.00	7,327,000	
		セントラル警備保障	300	889.00	266,700	
		メイテック	300	1,278.00	383,400	
		アサツー ディ・ケイ	400	1,787.00	714,800	
		応用地質	200	817.00	163,400	
船井総合研究所	400	549.00	219,600			
ベネッセホールディングス	600	3,860.00	2,316,000			
イオンディライト	200	1,126.00	225,200			
ニチイ学館	500	787.00	393,500			
ダイセキ	300	1,895.00	568,500			
	計	銘柄数：	1,052		1,905,707,690	
		組入時価比率：	96.4%		100.0%	
	合計				1,905,707,690	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年1月29日現在

資産総額	92,658,670円
負債総額	542,007円
純資産総額(-)	92,116,663円
発行済数量	112,977,599口
1口当たり純資産額(/)	0.8154円

(参考情報)

PRU国内株式マザーファンド

資産総額	2,046,730,112円
負債総額	41,880,045円
純資産総額(-)	2,004,850,067円
発行済数量	2,429,297,333口
1口当たり純資産額(/)	0.8253円

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間 （平成13年3月8日から平成13年12月10日）	3,044,422,471	308,967,412
第2計算期間 （平成13年12月11日から平成14年12月10日）	31,387,588	11,293,710
第3計算期間 （平成14年12月11日から平成15年12月10日）	1,510,640,965	4,211,715,606
第4計算期間 （平成15年12月11日から平成16年12月10日）	-	9,485,385
第5計算期間 （平成16年12月11日から平成17年12月12日）	-	9,703,438
第6計算期間 （平成17年12月13日から平成18年12月11日）	172,770	5,106,409
第7計算期間 （平成18年12月12日から平成19年12月10日）	13,959,482	7,637,771
第8計算期間 （平成19年12月11日から平成20年12月10日）	91,756,365	30,039,742
第9計算期間 （平成20年12月11日から平成21年12月10日）	78,599,156	58,643,248

（注）本邦外における設定・解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成22年1月末現在の資本金の額：219百万円

会社が発行する株式総数：30,000株

発行済株式総数：7,360株

過去5年間における主な資本金の額の増減：平成19年3月 29百万円増加、
平成20年3月 120百万円増加

(2) 委託会社等の機構

取締役会はその決議によって委託会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。

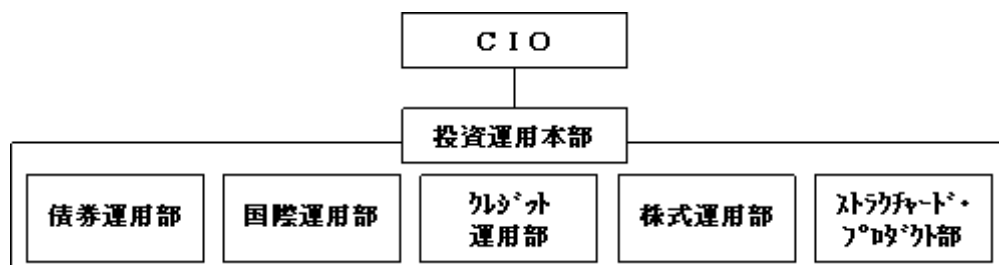
3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、法令または会社定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。なお、取締役の選任は、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。取締役会は、その決議によって代表取締役1名以上を選定します。また、その決議によって役付取締役1名以上を定めることができます。

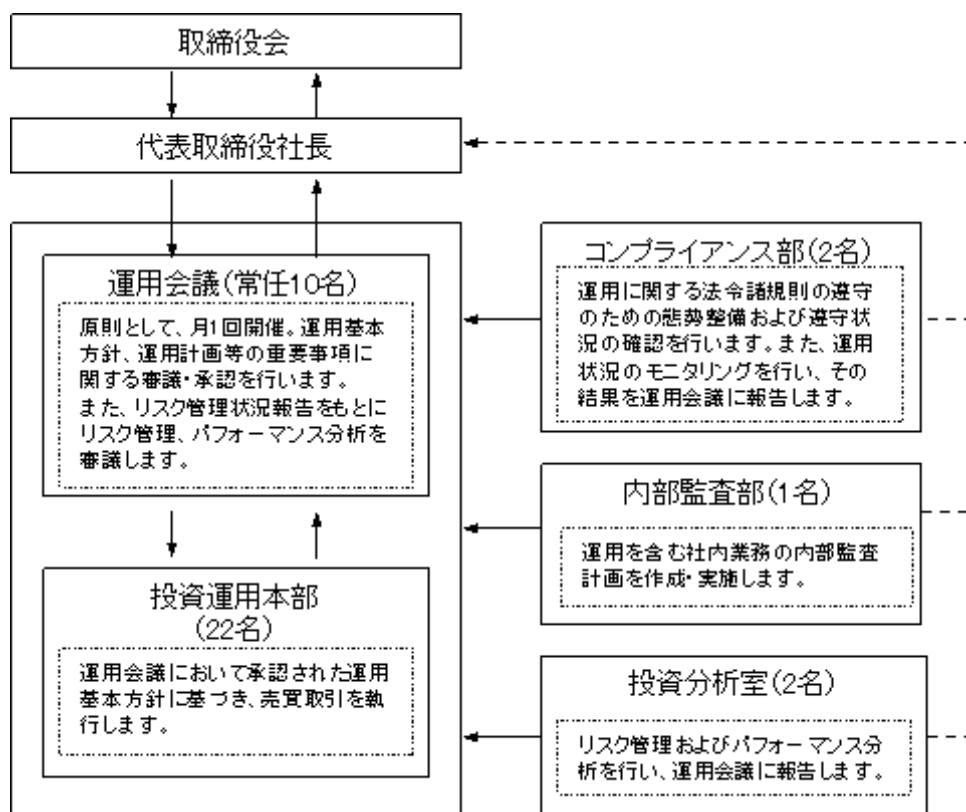
取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を發します。ただし、取締役全員の同意を得て、招集期間を短縮または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は代表取締役の1名が招集し、議長となります。代表取締役のいずれにも事故ある場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

委託会社の運用体制



委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



前記の運用体制等は平成22年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社は、1875年に設立された米ブルデンシャル保険を中核とする大手総合金融グループの一員です。グループ全体の運用資産は約57兆円（6,409億米ドル、円換算レート1米ドル＝89.53円、平成21年9月末現在）にのぼります。50カ国を超える投資実績を持つグループの運用部門は、ポートフォリオ・マネージャーとアナリストを世界に配し、グローバルな運用を行っています。

なお、平成22年1月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は30本、純資産総額の合計金額は約150,629百万円です。以下はその種類別の内訳です。

追加型株式投資信託	22本
単位型株式投資信託	5本
追加型公社債投資信託	0本
単位型公社債投資信託	3本

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、第2期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	第 2 期 (平成20年 3月31日)	第 3 期 (平成21年 3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	580,833	566,861
前払費用	21,591	27,265
未収入金	5,503	2,889
立替金	3,278	3,091
未収委託者報酬	71,780	62,010
未収運用受託報酬	646,780	631,272
未収収益	125,035	150,819
繰延税金資産	29,814	16,531
その他流動資産	-	162
流動資産計	1,484,618	1,460,903
固定資産		
有形固定資産	78,445	67,402
建物附属設備	57,654	48,211
器具備品	20,791	19,191
無形固定資産	13,236	22,813
ソフトウェア	13,236	22,813
投資その他の資産	29,097	3,496
投資有価証券	2,687	2,086
長期差入保証金	26,410	1,410
固定資産計	120,779	93,711
資産合計	1,605,397	1,554,614

	第2期 (平成20年3月31日)	第3期 (平成21年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
未払金	30,376	21,254
未払手数料	26,904	21,150
その他未払金	3,471	103
未払費用	593,118	540,215
未払法人税等	101,069	64,219
未払消費税等	61,004	13,653
預り金	45,338	8,051
賞与引当金	20,338	21,026
役員賞与引当金	3,000	2,500
流動負債計	854,245	670,920
固定負債		
長期未払費用	13,453	22,805
退職給付引当金	107,253	141,403
役員退職慰労引当金	-	2,942
繰延税金負債	-	2,516
固定負債計	120,707	169,667
負債合計	974,953	840,587

	第2期 (平成20年3月31日)	第3期 (平成21年3月31日)
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	219,000	219,000
資本剰余金	149,000	149,000
資本準備金	149,000	149,000
利益剰余金	262,756	346,390
その他利益剰余金	262,756	346,390
繰越利益剰余金	262,756	346,390
株主資本合計	630,756	714,390
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	312	363
評価・換算差額等合計	312	363
純資産合計	630,444	714,027
負債・純資産合計	1,605,397	1,554,614

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第2期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	526,041	427,348
運用受託報酬	2,200,493	2,210,886
その他の収益	246,023	218,766
営業収益計	2,972,557	2,857,001
営業費用		
支払手数料	210,297	148,519
広告宣伝費	565	8
受益証券発行費	720	341
調査費	1,365,049	1,383,556
調査費	161,900	164,579
委託調査費	1,201,854	1,218,042
図書費	1,294	934
営業雑経費	34,021	33,837
通信費	4,555	5,022
印刷費	25,776	23,267
協会費	2,895	4,345
諸会費	793	1,201
営業費用計	1,610,654	1,566,263

	第2期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
一般管理費		
給料	568,203	640,754
役員報酬	23,179	22,015
給料・手当	469,624	525,786
賞与	-	300
賞与引当金繰入	68,399	82,652
役員賞与引当金繰入	7,000	10,000
福利厚生費	75,681	92,589
交際費	2,389	3,582
旅費交通費	22,269	25,012
水道光熱費	8,347	8,768
租税公課	8,358	9,358
不動産賃借料	106,121	125,920
退職給付費用	46,395	35,975
役員退職慰労引当金繰入	405	2,942
退職金	40,160	343
募集費	43,201	18,210
固定資産減価償却費	19,134	18,951
業務委託費	31,725	16,089
専門家報酬	40,510	28,428
消耗器具備品費	10,413	8,407
修繕維持費	4,909	5,680
諸経費	11,802	12,979
一般管理費計	1,040,031	1,053,993
営業利益	321,871	236,744

	第2期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業外収益		
受取利息	918	810
為替差益	390	-
その他営業外収益	-	655
営業外収益計	1,310	1,466
営業外費用		
為替差損	-	798
投資有価証券売却損	639	-
投資有価証券評価損	-	549
その他営業外費用	300	878
営業外費用計	939	2,227
経常利益	322,241	235,982
特別利益		
関係会社費用調整益	-	5,217
特別利益計	-	5,217
特別損失		
過年度関係会社費用調整損	-	6,060
過年度減価償却累計額修正損	-	3,094
特別損失計	-	9,154
税引前当期純利益	322,241	232,045
法人税、住民税及び事業税	144,477	114,007
過年度法人税等修正額	15,321	18,605
法人税等調整額	2,227	15,799
当期純利益	195,313	83,634

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

		第 2 期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第 3 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本			
資本金	前期末残高	99,000	219,000
	当期変動額 新株の発行	120,000	-
	当期末残高	219,000	219,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	29,000	149,000
	当期変動額 新株の発行	120,000	-
	当期末残高	149,000	149,000
資本剰余金合計	前期末残高	29,000	149,000
	当期変動額	120,000	-
	当期末残高	149,000	149,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	67,443	262,756
	当期変動額 当期純利益	195,313	83,634
	当期末残高	262,756	346,390
利益剰余金合計	前期末残高	67,443	262,756
	当期変動額	195,313	83,634
	当期末残高	262,756	346,390
株主資本合計	前期末残高	195,443	630,756
	当期変動額	435,313	83,634
	当期末残高	630,756	714,390

		第2期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券 評価差額金	前期末残高	-	312
	当期変動額（純額）	312	51
	当期末残高	312	363
評価・換算差額 等合計	前期末残高	-	312
	当期変動額	312	51
	当期末残高	312	363
純資産合計	前期末残高	195,443	630,444
	当期変動額	435,000	83,583
	当期末残高	630,444	714,027

重要な会計方針

項目	第2期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法（評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定）を採用 しております。</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却 方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業 年度より、平成19年4月1日以 降に取得した有形固定資産につ いて、改正後の法人税法に基づ く減価償却の方法に変更してお ります。これに伴う営業利益、経 常利益及び税引前当期純利益に 与える影響額は軽微でありま す。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用）につ いては、社内における利用可能 期間（5年）による定額法、そ れ以外の無形固定資産について は、5年間にわたる定額法を採 用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 外貨建の資産及び負 債の本邦通貨への換 算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直 物為替相場により円貨に換算し、換 算差額は損益として処理しておりま す。</p>	<p>同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備 えるため、次回支給見込み額 のうち当会計期間対応分を計上し ております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備 えるため、次回支給見込み額 のうち当会計期間対応分を計上し ております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 同左</p>

項目	第2期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
5.繰延資産の処理方法	<p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>株式交付費は支出時に全額費用処理しております。</p>	<p>(3)退職給付引当金 同左</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>-</p>

項目	第2期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第3期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
6. リース物件の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額はありません。
7. その他財務諸表作成のための基本となる事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

追加情報

第2期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第3期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	株主移動 弊社株主のPrudential Investment Management (Japan) Inc. は、平成20年12月9日をもって事業を閉鎖いたしました。その所有している弊社株式4,800株は、平成20年12月16日をもってその残余財産の一部として親会社であるPrudential International Investments Corporationに引き受けをされました。

注記事項

（貸借対照表関係）

第 2 期 (平成20年 3月31日)	第 3 期 (平成21年 3月31日)
* 1 関係会社項目	* 1 関係会社項目
未払費用 21,385千円	未払費用 35,243千円
長期未払費用 13,453千円	長期未払費用 22,805千円
* 2 減価償却累計額 30,381千円	* 2 減価償却累計額 42,089千円
有形固定資産	有形固定資産
建物附属設備 10,801千円	建物附属設備 20,244千円
器具備品 14,484千円	器具備品 21,845千円

（損益計算書関係）

第 2 期 自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日	第 3 期 自平成20年 4月 1日 至平成21年 3月31日
* 1 関係会社項目	* 1 関係会社項目
福利厚生費 25,972千円	福利厚生費 25,165千円
* 2 減価償却実施額 19,134千円	* 2 減価償却実施額 18,951千円
有形固定資産 15,479千円	有形固定資産 13,709千円
無形固定資産 3,654千円	無形固定資産 5,241千円

(株主資本等変動計算書関係)

第2期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首	当期増加	当期減少	当期末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	2,560	4,800	-	7,360

(変動事由の概要)

増加数の内訳は以下の通りであります。

第3者割当増資に伴う新株の発行による増加 4,800株

第3期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首	当期増加	当期減少	当期末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	7,360	-	-	7,360

（リース取引関係）

第2期 平成20年3月31日現在				第3期 平成21年3月31日現在			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具備品	9,369	2,054	7,315	器具備品	9,369	4,229	5,139
合計	9,369	2,054	7,315	合計	9,369	4,229	5,139
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額等				(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額等			
1年内		2,122千円		1年内		2,198千円	
1年超		5,310千円		1年超		3,112千円	
合計		7,433千円		合計		5,310千円	
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料		2,040千円		支払リース料		2,343千円	
減価償却費相当額		1,894千円		減価償却費相当額		2,175千円	
支払利息相当額		235千円		支払利息相当額		220千円	
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

（有価証券関係）

第 2 期 平成20年 3 月31日現在				第 3 期 平成21年 3 月31日現在			
その他有価証券で時価のあるもの				その他有価証券で時価のあるもの 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
区分	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
その他	3,000	2,687	312	その他	2,450	2,086	363
合計	3,000	2,687	312	合計	2,450	2,086	363
当事業年度中に売却したその他有価証券				<p>表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において、有価証券について549千円（その他有価証券で時価のある投資信託受益証券549千円）減損処理を行っております。</p> <p>なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。</p>			
売却額（千円）		1,360					
売却益の合計額（千円）		6					
売却損の合計額（千円）		646					

（退職給付関係）

第 2 期 平成20年 3 月31日現在		第 3 期 平成21年 3 月31日現在	
1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。		1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	
2．退職給付債務及びその内訳		2．退職給付債務及びその内訳	
（単位：千円）		（単位：千円）	
(1) 退職給付債務	137,766	(1) 退職給付債務	141,507
(2) 退職給付引当金	107,253	(2) 退職給付引当金	141,403
未払費用	27,041	未払費用	-
その他未払金	3,471	その他未払金	103
3．退職給付費用の内訳		3．退職給付費用の内訳	
（単位：千円）		（単位：千円）	
勤務費用	86,961	勤務費用	36,318

（税効果会計関係）

第 2 期 自平成19年 4 月 1 日 至平成20年 3 月31日	第 3 期 自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税 8,065 千円	未払事業税 5,347 千円
未払費用 15,567 千円	未払費用 4,994 千円
賞与引当金 8,275 千円	賞与引当金 8,555 千円
長期未払費用 5,474 千円	長期未払費用 8,687 千円
退職給付引当金 3,941 千円	退職給付引当金 35,705 千円
その他 421 千円	その他 4,703 千円
繰延税金資産小計 41,746 千円	繰延税金資産小計 67,993 千円
評価性引当額 9,415 千円	評価性引当額 48,946 千円
繰延税金資産合計 32,331 千円	繰延税金資産合計 19,047 千円
繰延税金負債	繰延税金負債
負債調整勘定 2,516 千円	負債調整勘定 5,032 千円
繰延税金負債合計 2,516 千円	繰延税金負債合計 5,032 千円
繰延税金資産の純額 29,814 千円	繰延税金資産の純額 14,014 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 40.7 % (調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.3 %
	評価性引当額 17.0 %
	その他 1.9 %
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 64.0 %

（関連当事者情報）

第2期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び主要法人株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Prudential Financial Inc	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	23,457 百万米ドル	金融業	〔被所有〕間接100%		ストックオプション行使コスト等	24,503	未払費用	21,385
							制限株式費用	1,469	長期未払費用	13,453
親会社	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク	東京都千代田区永田町	155 百万円	持株会社	〔被所有〕直接65%		未払金支払 事業譲受未払金の支払	381,272	-	-

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	プルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	20,000 百万円	保険業	無し		投資顧問契約	697,594	未収運用受託報酬	198,562
							不動産賃貸借契約	104,648	前払費用	10,888
親会社の子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	50,000 百万円	保険業	無し		投資顧問契約 運用受託報酬の受取（注1）	1,275,665	未収運用受託報酬	413,367
親会社の子会社	Prudential Investment Management Inc	McCarter Highway & Market Street, Newark, New Jersey, USA	108.5 百万米ドル	投信・投資顧問業	無し		投資顧問業務の再委託契約等 投資顧問報酬の支払（注1）	1,026,054	未払費用	476,664
親会社の子会社	Jennison Associates LLC	Lexington Ave, New York, New York, USA	67.6 百万米ドル	投資顧問業	無し		投資顧問業務の再委託契約等 投資顧問報酬の支払（注1）	50,446	未払費用	11,009
親会社の子会社	Pramerica Asset Management Inc	McCarter Highway & Market Street, Newark, New Jersey, USA	11.7 百万米ドル	投資顧問業	無し		サービス契約 サービス料	246,023	未収収益	125,035
親会社の子会社	Quantitative Management Associates	McCarter Highway & Market Street, Newark, New Jersey, USA	22.1 百万米ドル	投信・投資顧問業	無し		投資顧問業務の再委託契約等 投資顧問報酬の支払（注1）	13,061	未払費用	9,788

取引の条件及び取引条件の決定方針等

（注1）運用受託者報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注2）賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて賃借料金額を決定しております。

第3期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Prudential Financial, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	604百万米ドル	金融サービス業	〔被所有〕間接100%	親会社株式によるストック・オプション等（注1）	福利厚生費	33,511	未払費用	34,532
									長期未払費用	22,805

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ブルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	29,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取（注2）	663,974	未収運用受託報酬	176,898
親会社の子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	54,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取（注2）	1,362,981	未収運用受託報酬	424,582
親会社の子会社	Prudential Investment Management, Inc.	Mulberry Street Gateway Center Three, Newark, New Jersey, USA	100米ドル	投信・投資顧問業	無し	投資顧問業務の再委託契約等	投資顧問報酬の支払（注2）	1,158,760	未払費用	448,786
						サービス契約	サービス料	218,766	未収収益	150,819

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引の条件及び取引条件の決定方針等

（注1）親会社株式によるストック・オプション等とは、前期におけるストック・オプション行使コスト等及び制限株式費用と同様の内容であります。

（注2）運用受託者報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential Financial, Inc.（ニューヨーク証券取引所に上場）

Prudential International Investments Corporation

（ 1株当たり情報）

第 2 期 自平成19年 4 月 1 日 至平成20年 3 月31日		第 3 期 自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日	
1株当たり純資産額	85,658円	1株当たり純資産額	97,014円
1株当たり当期純利益	74,377円	1株当たり当期純利益	11,363円
損益計算書上の当期純利益	195,313千円	損益計算書上の当期純利益	83,634千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	195,313千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	83,634千円
差額	- 千円	差額	- 千円
期中平均株式数・普通株式	2,626株	期中平均株式数・普通株式	7,360株
なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第4期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	671,971
前払費用	24,763
未収入金	3,149
立替金	4,727
未収委託者報酬	71,957
未収運用受託報酬	704,592
未収収益	83,048
繰延税金資産	47,711
その他流動資産	391
流動資産合計	1,612,312
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	45,383
器具備品	16,777
有形固定資産合計	62,160
無形固定資産	22,121
投資その他の資産	1,410
固定資産合計	85,691
資産合計	1,698,004

(単位：千円)

第4期中間会計期間末
(平成21年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金	23,645
未払費用	454,751
未払法人税等	115,371
未払消費税等	16,513
預り金	8,895
賞与引当金	81,678
役員賞与引当金	9,000

流動負債合計	709,856
--------	---------

固定負債

長期未払費用	28,203
退職給付引当金	166,314
役員退職慰労引当金	3,993
繰延税金負債	1,258

固定負債合計	199,769
--------	---------

負債合計

負債合計	909,626
------	---------

純資産の部

株主資本

資本金	219,000
-----	---------

資本剰余金

資本準備金	149,000
-------	---------

資本剰余金合計	149,000
---------	---------

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	420,377
---------	---------

利益剰余金合計	420,377
---------	---------

株主資本合計

株主資本合計	788,377
--------	---------

純資産合計

純資産合計	788,377
-------	---------

負債純資産合計

負債純資産合計	1,698,004
---------	-----------

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第4期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	189,469
運用受託報酬	1,131,482
その他の収益	56,873
営業収益合計	1,377,826
営業費用及び一般管理費	1,250,433
営業利益	127,392
営業外収益	
受取利息	118
為替差益	1,915
その他営業外収益	321
営業外収益合計	2,355
営業外費用	
投資有価証券売却損	153
営業外費用合計	153
経常利益	129,594
特別利益	
過年度関係会社費用調整益	23,922
特別利益合計	23,922
税引前中間純利益	153,517
法人税、住民税及び事業税	111,967
法人税等調整額	32,437
法人税等合計	79,530
中間純利益	73,987

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第4期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		219,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		219,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		149,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		149,000
資本剰余金合計		
前期末残高		149,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		149,000

(単位：千円)

第4期中間会計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年9月30日)

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

前期末残高 346,390

当中間期変動額

中間純利益 73,987

当中間期変動額合計 73,987

当中間期末残高 420,377

利益剰余金合計

前期末残高 346,390

当中間期変動額

中間純利益 73,987

当中間期変動額合計 73,987

当中間期末残高 420,377

株主資本合計

前期末残高 714,390

当中間期変動額

中間純利益 73,987

当中間期変動額合計 73,987

当中間期末残高 788,377

(単位：千円)

第4期中間会計期間
 (自平成21年4月1日
 至平成21年9月30日)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

前期末残高	363
-------	-----

当中間期変動額

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	363
-----------------------	-----

当中間期変動額合計	363
-----------	-----

当中間期末残高

-

評価・換算差額等合計

前期末残高	363
-------	-----

当中間期変動額

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	363
-----------------------	-----

当中間期変動額合計	363
-----------	-----

当中間期末残高

-

純資産合計

前期末残高	714,027
-------	---------

当中間期変動額

中間純利益	73,987
-------	--------

株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	363
-----------------------	-----

当中間期変動額合計	74,350
-----------	--------

当中間期末残高

788,377

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第4期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については、5年間にわたる定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、全てリース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引であるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、次回支給見込み額のうち当中間会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、次回支給見込み額のうち当中間会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、退職一時金制度について退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によっております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当期の費用として処理しております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第4期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
* 1 減価償却累計額	48,185千円
有形固定資産	
建物附属設備	23,072千円
器具備品	25,113千円
* 2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第4期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
* 1 減価償却実施額	9,388千円
有形固定資産	6,096千円
無形固定資産	3,292千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第4期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式 数（株）	当中間会計期間増 加株式数（株）	当中間会計期間減 少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	7,360	-	-	7,360

（リース取引関係）

第4期中間会計期間
（自平成21年4月1日
至平成21年9月30日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）
（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額相当額 （千円）	減価償却累計額相 当額（千円）	中間期末残高相当 額（千円）
器具備品	9,369	5,317	4,051
合計	9,369	5,317	4,051

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等
未経過リース料中間期末残高相当額等

1年内	2,082千円
1年超	2,138千円
合計	4,220千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	1,171千円
減価償却費相当額	1,087千円
支払利息相当額	82千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

（単位：千円）

第4期中間会計期間末
（平成21年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

第 4 期中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	107,116円
1 株当たり中間純利益	10,052円
損益計算書上の中間純利益	73,987千円
1 株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	73,987千円
差額	- 千円
期中平均株式数・普通株式	7,360株
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ ん。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

名称：株式会社りそな銀行

資本金の額：279,928百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年3月末現在）

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原投資信託契約に係る信託事務の処理の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託会社（株式会社りそな銀行）から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社 1	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
キャピタル・パートナーズ証券株式会社 1	4,750百万円	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 2	
フィデリティ証券株式会社	4,275百万円	
楽天証券株式会社	7,445百万円	
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288百万円	
イーバンク銀行株式会社	54,997百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

1 野村證券株式会社、キャピタル・パートナーズ証券株式会社は、受益権の募集の取扱いは行いません。

2 資本金の額は、平成21年10月1日現在のものです。

2【関係業務の概要】

(1) 受託銀行における関係業務の概要

投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の処理の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

(2) 販売会社における関係業務の概要

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 有価証券届出書第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の主要な内容を要約し、「ファンドの概要」として、交付目論見書（金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書）の冒頭に記載することがあります。
- (2) 交付目論見書の巻末に、投資信託約款を添付することがあります。
- (3) 交付目論見書の巻末に、用語解説等を掲載することがあります。
- (4) 交付目論見書に請求目論見書（金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書）を添付することがあります。この場合に、目論見書の表紙裏に以下の内容を記載することがあります。

この冊子の前半部分は「PRU国内株式マーケット・パフォーマー」の投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は「PRU国内株式マーケット・パフォーマー」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

- (5) 目論見書の表紙にロゴ・マークおよび図案を採用し、ファンドの形態等を記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書の別称として「投資信託説明書」の名称を使用する場合があります。
- (8) 目論見書に委託会社の略称およびサービスマークを使用し、以下の記載をすることがあります。
“Prudential Financial” および “ロックマーク（The Rock）” は、ザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ（本社：米国ニュージャージー州ニューアーク）およびその関連会社のサービスマークです。
「プルデンシャル・インベストメント」は、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の略です。
英国プルデンシャル社とはなんら関係はありません。
- (9) 契約締結前交付書面に記載すべき内容の一部を交付目論見書の冒頭に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月4日

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 澤口 雅昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRU国内株式マーケット・パフォーマーの平成19年12月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRU国内株式マーケット・パフォーマーの平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 前計算期間の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月3日

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 澤口 雅昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRU国内株式マーケット・パフォーマーの平成20年12月11日から平成21年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRU国内株式マーケット・パフォーマーの平成21年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月25日

プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。